

19 市町村基本構想等策定状況調

(令和7年4月1日現在)

市町村名	基本構想								基本計画		国土 利用 計画
	改定	議決 年月	計画期間	ア ン ケ ー ト	審 議 会	市 民 論 文 集 会 等	そ の 他	改定	計画期間		
長野市		H29.3	H29.4~R9.3	○	○	○	○	○		R4.4~R9.3	
松本市		R3.3	R3.4~R13.3	○	○	○	○			R3.4~R8.3	
上田市		H27.9	H28.4~R8.3	○	○	○	○	○		R3.4~R8.3	○
岡谷市		R6.2	H31.4~R11.3	○	○	○	○	○		R6.4~R11.3	○
飯田市		H28.12	H29.4~R11.3	○	○	○		○	改	R7.4~R11.3	○
諏訪市		R3.12	R4.4~R9.3	○	○	○	○	○		R4.4~R9.3	
須坂市		R2.12	R3.4~R13.3	○	○	○	○	○		R3.4~R8.3	
小諸市		H28.3	H28.4~R10.3	○	○	○	○	○		R6.4~R10.3	○
伊那市		H30.9	H31.4~R11.3	○	○	○	○			R6.4~R11.3	○
駒ヶ根市		R4.3	R4.4~R9.3	○	○	○		○		R4.4~R9.3	○
中野市		H27.12	H28.4~R8.3	○	○	○	○	○		R4.4~R8.3	○
大町市		H28.12	H29.4~R9.3	○	○	○	○			R4.4~R9.3	○
飯山市		R5.3	R5.4~R15.3	○	○	○	○			R5.4~R10.3	○
茅野市		R6.6	R6.4~R11.3	○	○	○	○			R6.4~R11.3	
塩尻市		R6.3	R6.4~R14.3	○	○	○	○	○		R6.4~R9.3	○
佐久市		H28.12	H29.4~R9.3	○	○	○	○	○		R4.4~R9.3	○
千曲市										R4.4~R8.3	○
東御市		R6.3	R6.4~R15.3	○	○	○	○	○		R6.4~R11.3	
安曇野市		R5.3	H30.4~R10.3	○	○	○	○	○		R5.4~R10.3	○
佐久											
小海町		R元.12	R2.4~R12.3	○	○	○				R7.4~R12.3	○
川上村			R5.4~R10.3	○	○		○			R5.4~R10.3	○
南牧村			R6.4~R16.3	○	○					R6.4~R11.3	○
南相木村			R3.4~R13.3	○	○	○				R3.4~R8.3	
北相木村		R7.3	R7.4~R17.3	○	○	○	○			R7.4~R12.3	
佐久穂町		H28.12	H29.4~R9.3	○	○		○			R4.4~R9.3	
軽井沢町		R4.9	R5.4~R15.3	○	○	○	○			R5.4~R10.3	
御代田町		H27.12	H28.4~R8.3	○	○	○	○			R3.4~R8.3	○

(注) 改は、令和6年4月1日~令和7年3月31日に改定したもの。

項目 市町村名	基本構想								基本計画		国土 利用 計画
	改定	議決 年月	計画期間	ア ン ケ ー ト	審 議 会	市 民 論 文 集 会 等	論 文 意 見 等	そ の 他	改定	計画期間	
立科町		R6.12	R7.4~R17.3	○	○		○			R7.4~R12.3	○
上小 青木村		R4.3	R4.4~R13.3	○	○	○	○	○		R4.4~R9.3	
長和町		H28.9	H29.4~R9.3		○	○		○		R4.4~R9.3	
諏訪 下諏訪町		H28.3	H28.4~R8.3	○	○	○	○	○		R3.4~R8.3	○
富士見町		R5.3	R5.4~R13.3	○	○	○	○	○		R5.4~R9.3	○
原村		R7.3	R7.4~R12.3	○	○	○		○		R7.4~R12.3	○
上伊那 辰野町		R3.3	R3.4~R13.3	○	○		○	○		R3.4~R8.3	○
箕輪町		H28.2	H28.4~R8.3	○	○	○	○			R4.4~R8.3	○
飯島町		R3.2	R3.4~R13.3	○	○	○	○	○		R3.4~R13.3	○
南箕輪村			H28.4~R8.3	○	○	○				R3.4~R8.3	○
中川村		R2.3	R2.4~R12.3	○	○	○				R7.4~R12.3	○
宮田村		R2.12	R3.4~R13.3	○	○	○	○	○		R3.4~R8.3	○
下伊那 松川町		R7.3	R7.4~R11.3	○	○	○	○			R7.4~R11.3	
高森町		R2.3	R2.4~R12.3	○	○	○				R7.4~R12.3	
阿南町			R2.4~R12.3	○	○	○	○			R7.4~R12.3	
阿智村		H30.3	H30.4~R10.3	○	○	○	○			R5.4~R10.3	
平谷村		H28.3	H28.4~R8.3	○	○					H28.4~R8.3	
根羽村			R7.4~R17.3		○	○				R7.4~R17.3	
下條村		R2.3	R2.4~R12.3	○	○	○				R7.4~R12.3	○
売木村			H28.4~R8.3		○	○				H28.4~R8.3	○
天龍村		R3.3	R3.4~R13.3	○	○	○				R3.4~R8.3	○
泰阜村			H28.4~R8.3		○	○				H28.4~R8.3	
喬木村		H28.3	H28.4~R9.3	○	○	○	○			R3.4~R9.3	○
豊丘村		R5.3	R5.4~R15.3	○	○		○			R5.4~R10.3	○
大鹿村			R4.4~R14.3	○	○	○				R4.4~R9.3	○

市町村名	項目	基本構想							基本計画		国土 利用 計画	
		改定	議決 年月	計画期間	ア ン ケ ー ト	審 議 会	市 民 論 文 集 会 等	意 見 等	そ の 他	改定		計画期間
木曾												
上松町		R3.6	R3.4~R13.3	○	○	○	○				R3.4~R8.3	
南木曾町	改	R7.3	R7.4~R17.3	○	○	○				改	R7.4~R12.3	
木曾町			H30.4~R10.3	○	○	○		○			R5.4~R10.3	○
木祖村		H30.3	H30.4~R10.3	○	○	○					R5.4~R10.3	
王滝村			R3.4~R8.3	○	○	○					R3.4~R8.3	
大桑村		R6.3	R6.4~R16.3	○	○	○					R6.4~R11.3	○
松本												
筑北村		H29.3	H29.4~R9.3		○	○		○	改		R4.4~R9.3	
麻績村		R5.3	R5.4~R15.3	○	○			○			R5.4~R10.3	
生坂村		R2.4	R2.4~R12.3	○	○	○					R2.4~R12.3	
山形村		R4.12	R5.4~R15.3	○	○						R5.4~R10.3	○
朝日村		R2.3	R2.4~R12.3	○	○			○	改		R7.4~R12.3	○
大北												
池田町		R2.2	H31.4~R11.3	○	○	○	○				R6.4~R11.3	○
松川村		R2.3	R2.4~R12.3	○	○	○		○	改		R7.4~R12.3	○
白馬村		H28.3	H28.4~R8.3	○	○	○		○			R3.4~R8.3	○
小谷村		R3.4	R3.4~R13.3	○	○	○	○	○			R3.4~R8.3	○
長野												
坂城町		R3.3	R3.4~R13.3	○	○	○					R3.4~R8.3	○
小布施町	改	R7.3	R7.4~R12.3	○	○	○		○	改		R7.4~R12.3	○
高山村		R1.12	R2.4~R12.3	○	○	○			改		R7.4~R12.3	○
信濃町		H30.12	R2.4~R12.3	○	○			○	改		R7.4~R12.3	
飯綱町		H28.12	H29.4~R9.3	○	○	○					R4.4~R9.3	○
小川村		H31.3	H31.4~R11.3	○	○				改		R6.4~R11.3	
北信												
山ノ内町		R2.12	R3.4~R13.3	○	○	○	○	○			R3.4~R8.3	○
木島平村		R7.3	R7.4~R15.3	○	○	○					R7.4~R11.3	○
野沢温泉村		R1.12	R2.4~R12.3	○	○	○					R2.4~R8.3	○
栄村		H29.3	H29.4~R9.3		○	○		○			R4.4~R9.3	○

20 広域行政圏の計画等

地 域	広 域 市 町 村 圏			
	広 域 行 政 機 構	指 定	基本構想	基本計画
佐 久	佐久広域連合	S 44	H13～H22	H18～H22
上 小	上田地域広域連合	S 46	H12～H24	H17～H24
諏 訪	諏訪広域連合	S 47	H13～R 3	R 4～R8
上 伊 那	上伊那広域連合	S 45	H13～H22	R 7～R11
飯 伊	南信州広域連合	S 44	R 7～R11	R 7～R11
木 曾	木曾広域連合	S 45	H19～H28	H19～H23
松 本	松本広域連合	S 46	H12～H21	R 6～R10
大 北	北アルプス広域連合	S 46	R 7～R11	R 7～R11
長 野	長野広域連合	S 46	H15～H24	R 3～R 7
北 信	北信広域連合	S 46	H13～H21	R 7～R11

(令和7年1月1日現在)

地 域	構 成			人 口 (人)	面 積 (km ²)	
	市	町	村			
佐 久	2	5	4	206,379	1,571.17	*
上 小	2	1	1	190,098	905.37	
諏 訪	3	2	1	188,761	715.75	*
上 伊 那	2	3	3	176,899	1,348.40	*
飯 伊	1	3	10	150,654	1,928.91	
木 曾		3	3	23,783	1,546.17	
松 本	3		5	415,936	1,868.73	*
大 北	1	1	3	56,399	1,109.65	*
長 野	3	4	2	521,907	1,558.00	
北 信	2	1	3	81,582	1,009.45	*
	19	23	35	2,012,398	13,561.60	*

(令和7年4月1日現在)

ふるさと市町村圏				地方拠点都市
指 定	基本構想	基本計画	基 金 (千円)	指 定
H元	H12～H24	H17～H24	835,825	H 6 . 9.19
H12	H14～H23	H19～H23	1,000,000	
H 3	H13～H22	H20～H22	1,000,000	H 5 . 2.18
H 6	H12～H21	H12～H21	1,500,000	
H 2	H19～H28	H19～H23	770,882	
H元	H12～H21	H17～H21	1,008,555	
H 4	H14～H23	H19～H23	546,400	
H 4	H15～H24	H20～H24	1,000,000	
H 5	H13～H21	H19～H21	1,000,000	

〈備 考〉

□人 口：令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口

□面 積：国土交通省国土地理院 令和7年1月1日現在

(注) *を付した地域の面積値については、境界の一部が未定のため参考値であり合計値とは一致しない。

□広域市町村圏(※)

広域行政圏計画策定要綱に基づき、各圏域の特性に応じた整備の目標を設定し、それぞれの地域の振興整備の課題を明確にした上で、個性的で活力ある地域づくりを目指した計画の策定及び施策の実施を促進し、もって住民が誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよい一体性のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

□ふるさと市町村圏(※)

ふるさと市町村圏推進要綱に基づき、従来の広域市町村圏施策を基礎としつつ、地域の自立的発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域を策定し、その総合的、重点的な整備を推進し、広域市町村圏施策の一層の充実強化を図ることを目的とする。

□地方拠点都市

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講じ、その一体的な整備の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(※) 国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱については、平成21年3月31日をもって廃止されたところであるが、地域の自主的な取組として実施されている。

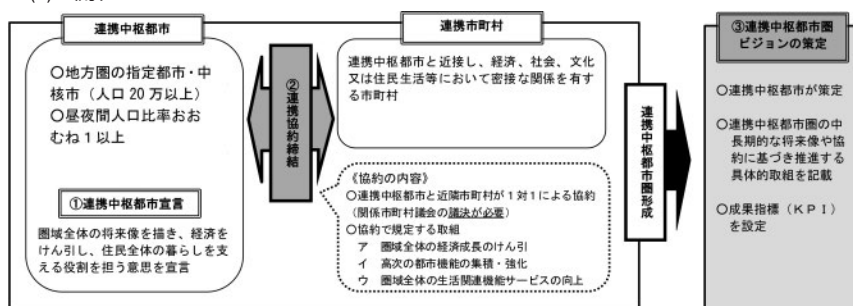
21 連携中枢都市圏の概要

1 目的

相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する。

2 仕組み

(1) 流れ



(2) 主な財政措置

- 「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置（圏域人口に応じて算定 ※圏域人口75万の場合、約2億円）
- 「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する特別交付税措置（連携中枢都市：1.2億円程度、連携市町村：1,800万円（上限））
- 外部人材の活用に対する特別交付税措置（1市町村当たり700万円（上限））
- 個別の施策分野における特別交付税措置（地域医療の確保等）
- 関係各省による支援（国庫補助に当たっての優先採択等）

(3) 都道府県役割

連携中枢都市圏の取組に対する必要な助言、都道府県が担任する事務との調整

3 県内の取組状況

長野地域連携中枢都市圏（連携中枢都市：長野市、3市4町2村）

- (1) 中心市宣言：H28.2.17
- (2) 協約締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定：H28.3.29

4 全国取組状況（連携中枢都市）（令和7年4月1日現在）

北海道札幌市、北海道旭川市、青森県青森市、青森県八戸市、岩手県盛岡市、山形県山形市、福島県福島市、福島県郡山市、茨城県水戸市、新潟県新潟市、富山県富山市、富山県高岡市・射水市、石川県金沢市、福井県福井市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、兵庫県姫路市、鳥取県鳥取市、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、広島県広島市、広島県呉市、広島県福山市、山口県下関市、山口県山口市・宇部市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県北九州市、福岡県久留米市、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市

（38圏域）

22 定住自立圏構想推進施策の概要

1 経緯

- ・H20. 1 総務省は、「定住自立圏構想研究会」を設置し、日常生活に必要な機能を備える圏域のあり方やその実現方策について研究開始
- ・H20. 5 「定住自立圏構想研究会報告書」を公表
- ・H20. 7 定住自立圏構想推進のための「地域力創造本部」（本部長：総務大臣）を設置
- ・H20. 10 先行実施団体として飯田市ほか18圏域を決定（第一次認定）、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」を設置
- ・H20. 12 「定住自立圏構想推進要綱」を設置（施行H21. 4. 1 但し先行分はH21. 1. 1より）
- ・H22. 6 地域主権戦略大綱の「緑の分権改革の推進」の項目中で「定住自立圏構想の推進」が盛り込まれる
- ・H26. 12 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で2020年までに協定締結等圏域数140圏域を目指すことが盛り込まれる

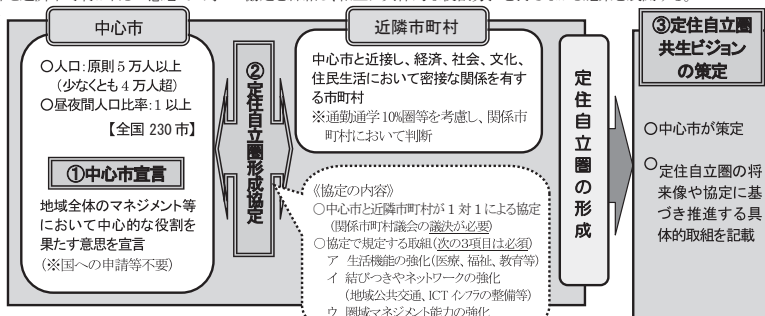
2 目的

地方圏への人口定住を促進するため、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史・文化など、それぞれの魅力を活用しつつ、相互に役割分担し連携・協力することにより、圏域全体に必要な生活機能を確保し、定住の受け皿を形成する。

3 仕組み

中心市と近隣市町村が自らの意思で1対1の協定を締結し、相互に具体的な役割分担を持ちながら施策を展開する。

(1) 流れ



(2) 主な財政措置(対象:③共生ビジョン策定市町村)

- ① 取組に対する包括的特別交付税措置(中心市:上限8,500万円程度、近隣市町村:上限1,800万円)
- ② 地域活性化事業債における定住自立圏推進事業の措置(充当率90%、交付税措置30%)
- ③ 外部人材活用に対する特別交付税措置(1市町村当たり700万円(上限))
- ④ 個別分野における特別交付税措置(地域医療の確保等)
- ⑤ 関係各省による支援(国庫補助に当たっての優先採択等)

(3) 都道府県の役割

定住自立圏の取組に対する必要な助言、都道府県担任意務との調整

4 全国の取組状況

- (1) 中心市:230市(うち県内は7市(上田市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、飯山市、佐久市)が該当)
- (2) 中心市宣言及び策定締結状況

○中心市宣言:先行実施団体(全24市)+117市 計141市
○協定締結:計130圏域(関係市町村数は延べ550団体)

(※R6.11.1現在)

(3) 共生ビジョン:策定圏域数130圏域

5 県内の動向について

■飯田市を中心市とする南信州定住自立圏の取組(南信州地域振興局管内14市町村)

- (1) 中心市宣言(H21.3.24)
- (2) 定住自立圏形成協定の締結:当初協定(H21.7.14)、変更協定(H22.10.12、H22.12.27、H25.3.27、H25.12.16、H26.3.27、H27.4.1、H29.3.17、R3.3.19、R6.12.19)
- (3) 共生ビジョンの策定(当初H21.12.24)

■上田市を中心市とする上田地域定住自立圏における取組(上田地域振興局管内4市町村+立科町、坂城町、群馬県嬭恋村)

- (1) 中心市宣言(H23.2.3)
- (2) 定住自立圏形成協定の締結:当初協定(H23.7.27)、変更協定(H24.10.9、H29.2.7、R4.1.12)
- (3) 共生ビジョンの策定(当初H23.12.8)

■佐久市を中心市とする佐久地域定住自立圏における取組(佐久地域振興局管内11市町村+東御市)

- (1) 中心市宣言(H23.7.21)
- (2) 定住自立圏形成協定の締結(H24.1.12)、変更協定(H29.1.23)
- (3) 共生ビジョンの策定(当初H24.2.10)

■中野市と飯山市を中心市とする北信地域定住自立圏における取組(北信地域振興局管内6市町村)

- (1) 中心市宣言(H24.6.19)
- (2) 定住自立圏形成協定の締結(H24.12.13)
- (3) 共生ビジョンの策定(当初H24.12.20)

■伊那市を中心市とする伊那地域定住自立圏における取組(上伊那地域振興局管内3市町村)

- (1) 中心市宣言(H27.6.25)
- (2) 定住自立圏形成協定の締結(H28.1.7)
- (3) 共生ビジョンの策定(当初H28.8.19)

■山梨県北杜市を中心市とする八ヶ岳定住自立圏における取組(諏訪地域振興局管内2町村+北杜市)

- (1) 中心市宣言(H26.12.19)
- (2) 定住自立圏形成協定の締結(H27.7.1)、変更協定(R2.1.14)
- (3) 共生ビジョンの策定(当初H27.8.31)

H22.4.30 付け事務連絡
最終改正 R 3.10.5
総務省地域自立応援課

定住自立圏構想推進のための地方財政措置について(概要)

【対象団体】・・・定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村

区分	対象事業(経費)	措置内容																					
1	①定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費 ②定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費 ③定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催に要する経費(中心市のみ対象)	【包括的な特別交付税措置】 左記の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額(ただし、以下の額を上限とする) 中心市・・・※欄外の算定式を参照 近隣市町村・・・1800万円																					
2	H21 から、地活債のメニューとして「定住自立圏推進事業」を創設	充当率90%、元利償還金の30%を交付税措置(他の地活債事業と同じ)																					
3	相応の専門知識、経験及び実績を有する人材の活用に係る謝金、旅費、資料作成費、会議費、調査委託費等 ○想定される事業 国が実施する以下のような人材支援事業の登録者又は派遣経験者等 ・地域活性化伝道師 ・地域人材ネット ・地域情報化アドバイザー ・観光カリスマ百選	【特別交付税措置】 左記の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額 1市町村・・・700万円/年(上限) ※同一の定住自立圏を構成する市町村間での上限額の調整は可能 複数人材の活用が可能 ※共生ビジョンに外部人材の活用方針を明記のこと。 【措置期間】 初年度を含めた3年以内																					
4	公益法人等が民間事業者等に融資等をするための資金として、中心市や近隣市町村が出資等を行い、圏域全体で1つのファンドを形成する事業 ○融資対象となる取組の例 ①圏域における生活機能の強化に資する取組 ②圏域内外の結びつきやネットワークの強化に資する取組 ③圏域マネジメント能力の強化に資する取組	出資等に係る経費を一般単独事業債の一般事業の対象(充当率90%)とする。 その償還金の利子に0.5を乗じた額について特別交付税措置する。 【留意事項】 出資金が毀損しないための対策 ・確実かつ安全な事業計画及び収支計画の作成及び定期的な見直し ・融資の客観性及び安全性が担保される制度的枠組みの準備																					
5	貸付限度額の引き上げ (1) 貸付対象事業1件あたりの貸付限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設区分/団体</th> <th>通常の地域</th> <th>定住自立圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の施設 都道府県・指定都市</td> <td>42億円</td> <td>67.5億円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>10.5億円</td> <td>16.8億円</td> </tr> <tr> <td>複合施設 都道府県・指定都市</td> <td>63億円</td> <td>101.2億円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>15.7億円</td> <td>25.3億円</td> </tr> </tbody> </table> ※複合施設・・・貸付対象事業者が年度を超えて実施され、かつ複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。 (2) 貸付対象事業1件あたりの貸付額の借入総額に対する融資比率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常の地域</th> <th>定住自立圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資比率</td> <td>35%</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分/団体	通常の地域	定住自立圏	通常の施設 都道府県・指定都市	42億円	67.5億円	市町村	10.5億円	16.8億円	複合施設 都道府県・指定都市	63億円	101.2億円	市町村	15.7億円	25.3億円		通常の地域	定住自立圏	融資比率	35%	45%	
施設区分/団体	通常の地域	定住自立圏																					
通常の施設 都道府県・指定都市	42億円	67.5億円																					
市町村	10.5億円	16.8億円																					
複合施設 都道府県・指定都市	63億円	101.2億円																					
市町村	15.7億円	25.3億円																					
	通常の地域	定住自立圏																					
融資比率	35%	45%																					
6	個別の施策分野における財政措置 (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置 定住自立圏内の中核的な病院(民間病院を含む)が実施する、病診連携等の事業に対し市町村が支出する経費 ○想定される事業 ・医師・看護師の派遣に要する経費 ・圏域内の巡回診療に要する経費 ・民間診療所等が交代して夜間休日診療を行うための経費 ・診療所等による訪問看護に要する経費 ・画像診断等の遠隔医療システム運営に要する経費 ・航空機等による救急患者搬送に伴い、市町村が負担した経費 ・上記の取組を行うための医療機関、医師会等の協議組織の運営に要する経費 (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ 【特別交付税措置】遠隔医療システムの運営に要する経費について <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>措置率</th> <th>通常</th> <th>定住自立圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	措置率	通常	定住自立圏		0.6	0.8	【特別交付税措置】 市町村が支出した額に0.8を乗じた額 1市町村・・・1,000万円×0.8/年(上限) ※同一の定住自立圏を構成する市町村間での上限額の調整は可能 【留意事項】 ・国庫補助金、診療報酬、その他特定財源等との重複充当 ・へき地保健医療等に対する特別交付税措置との重複関係															
措置率	通常	定住自立圏																					
	0.6	0.8																					

地域振興関係

7	定住自立圏の形成に対応した辺地度数の算定要素の追加	辺地度数の算定要素のひとつとして、近隣の市役所等までの最短の距離を定めているが、定住自立圏形成協定を締結した市町村に限り、中心市の市役所までの最短の距離を算定することができることとしている。
---	---------------------------	---

※中心市の措置額の上限(算定式)

$$[1,000万円 + 7,500万円 \times (A \times \alpha + 1) \times (B \times \beta + 1) \times (C \times \gamma + 1)]$$

A：(当該定住自立圏の近隣市町村の合計人口 / 全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均人口) - 1

B：(当該定住自立圏の近隣市町村の合計面積 / 全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均面積) - 1

C：(当該定住自立圏の近隣市町村数 / 全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均市町村数) - 1

$\alpha \sim \gamma$ ：AからCまでの各項目の標準偏差を概ね一致させるための調整係数

上記Aの人口及びBの面積については、国勢調査令(昭和55年政令第98号)によって調査した令和2年10月1日現在の数値(令和2年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における令和2年10月1日現在の数値の合計をいう。)を用いることとする。

【参考】関係各省の支援策

(R5. 5. 31
総務省地域自立応援課)

(単位：百万円)

省名	施策名	支援の内容	令和4-5年度当初予算	補助率	交付対象
総務省	地域活性化起業人	定住自立圏に取り組む自治体等を支援	特別交付税措置		三大都市圏外の市町村又は、三大都市圏内の市町村のうち定住自立圏に取り組む市町村又は条件不利地域を有する市町村
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	採択にあたって、一定程度配慮	100,00	1/2	都道府県、市区町村等
文部科学省	学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備事業)	採択にあたって、一定程度配慮	29,807の内数	原則1/2、2/3	都道府県、市区町村、一部事務組合等
	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	定住自立圏に取り組む自治体等も支援	1,139の内数	1/3	都道府県、指定都市、中核市、市区町村等
厚生労働省	救急医療体制強化事業	都道府県を通じて提出される事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	359	1/2、1/3	都道府県、搬送困難事例受入医療機関
	就労準備支援事業等の実施体制の整備促進モデル事業	—	31	定額	都道府県、市町村
	重層的支援体制整備事業	—	32,238	各法等に基づく負担率・補助率	市町村
水産省	農山漁村振興交付金	採択にあたって、一定程度配慮	9,070	定額、1/2等	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	採択にあたって、一定程度配慮	20,692	1/2等	交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)
環境省	環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	採択において参考とする	400	—	自治体、企業、NGO、NPO等
観光庁	新たな交流市場の創出事業(第2のふるさと)	選定において参考とする	649の内数	—	DMO・事業者・自治体等
家庭庁	広域的保育所等利用事業	複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用も可。	45,700の内数	1/2	市町村

23 市町村のシンボル一覧

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥(他)
長野市		幸せ実感都市『ながの』 ～“オールながの”で未来を創造しよう～	リンゴの花	シナノキ	—
松本市		豊かさや幸せに 挑み続ける三ガク都	れんげつ つじ	あかまつ	—
上田市		ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市 ～住んでよし 訪れてよし 子どもすすすく幸せ実感 うえだ～	さくら	—	—
岡谷市		人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷	つつじ	いちい	—
飯田市		リニアがもたらす大交流時代に「く らし豊かなまち」をデザインする ～合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台～	ミツバツ ツジ	リンゴ	—
諏訪市		魅力の架け橋 高原湖畔都市 ～シゼンとヒトがつながる、すわ。～	あやめ (はなしょうぶ) ニッコウキスゲ	きはだ カリン	—
須坂市		「豊かさ」と「しあわせ」を感じる 共創のまち 須坂	れんげつ つじ	くますぎ	—
小諸市		住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸	こもろす みれ	うめ	—
伊那市		未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市	さくら	かえで	らいちよ う
駒ヶ根市		アルプスがふたつ映えるまち	すずらん	赤松	ハッチョ ウトンボ
中野市		緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち	バラ シャクヤ ク	リンゴ もみじ	チョウゲ ンボウ
大町市		未来を育む ひとが輝く 信濃おまち	カタクリ	オオヤマ ザクラ	ライチョ ウ
飯山市		飯山郷創 ～世界にひらく 里山の未来～	雪ツバキ	ブナ	オシドリ ギフチョウ
茅野市		たくましく やさしい しなやかな 交流拠点 CHINO	りんどう	白樺	—

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
塩尻市		多彩な暮らし、叶えるまち。 —田園都市おじり—	キキョウ	イチイ	—
佐久市		快適健康都市 佐久 希望をかなえ 選ばれるまちを 目指して	コスモス	からまつ	佐久鯉
千曲市		人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる 月の都～文化伝承創造都市・千曲～	節分草 あんず	あんず	—
東御市		人と自然にやさしい豊かな暮らしを 実現できるまち とうみ	レンゲツ ツジ	くるみ	オオルリ シジミ
安曇野市		自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野	わさび	けやき	—
小海町		人・まち・未来が輝く ふるさと こうみまち	サラサド ウダツツ ツジ	カラマツ	—
川上村		千曲の源流——かわかみ	シャクナ ゲ	カラマツ	ウグイス
南牧村		安全・安心 野菜村 —自然いっぱい 野菜も大盛り 星空が見守る 南牧—	スズラン	オオヤマ ザクラ	ヒバリ
南相木村		笑顔でつながる 南相木村	山桜	あかまつ	うぐいす
北相木村		太陽と緑と水のふるさとへのアプ ローチ	しゃくな げ	からまつ	やまどり
佐久穂町		自律し多様なコミュニティが人々 のくらしを支え、挑戦や行動を支 援するまち	くりんそ う	白樺	—
軽井沢町		～豊かな自然と共生する～ 人と自然と文化で築く 環境先進都市 軽井沢	サクラソ ウ	コブシ	アカハラ ニホンリス
御代田町		浅間山に抱かれた高原の町	ヤマユリ	いちい	—
立科町		人と自然が輝く町	すずらん	しらかば	きじ

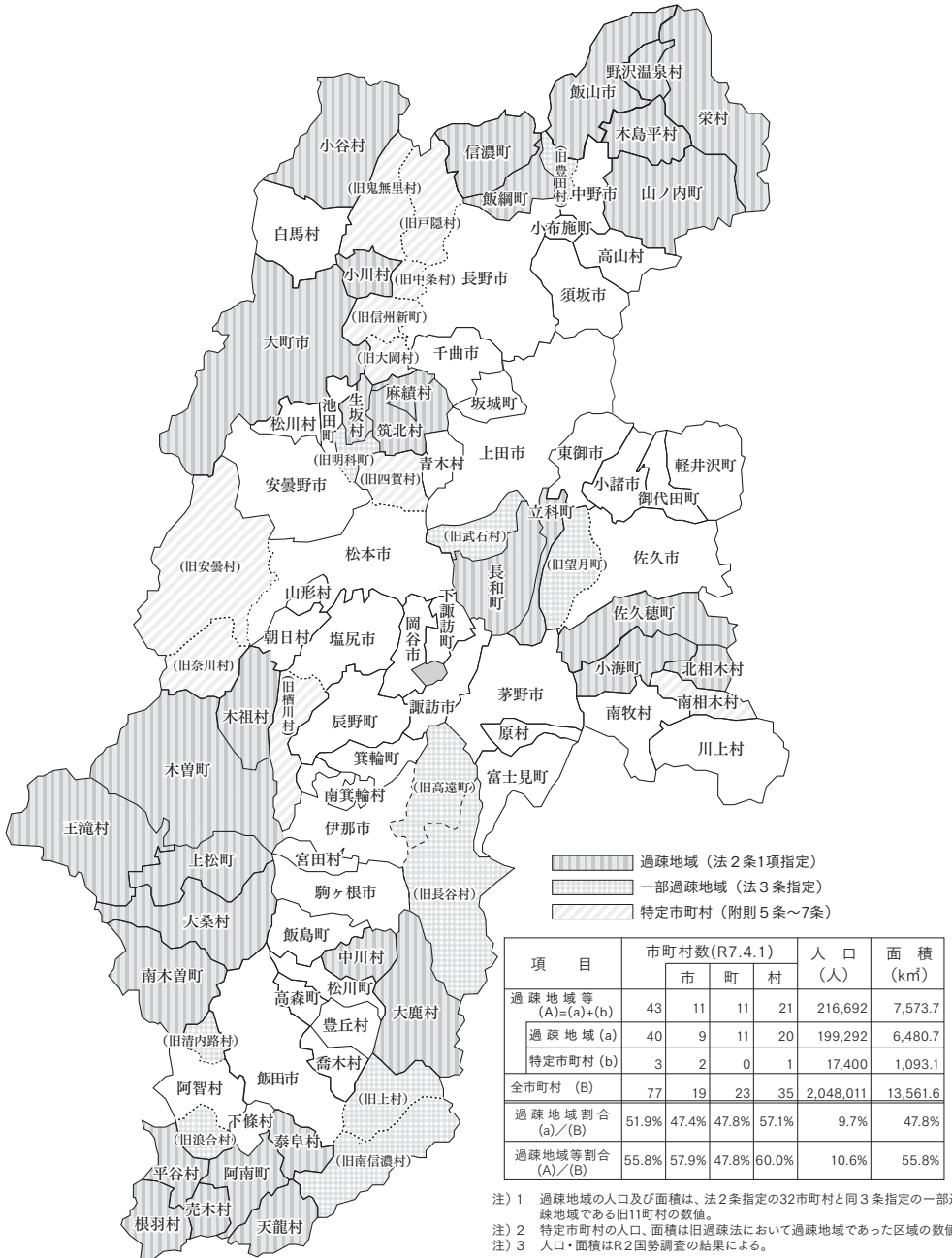
市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
青木村		明るい！優しい！あったかい！ 笑顔あふれる青木村 ～人と自然と産業が融和した豊かな郷～	—	ネズ (ネズミサシ)	きじ
長和町		森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ耀く 美しの郷	ツツジ	山桜	—
			特別シンボルとして『黒羅石』を制定		
下諏訪町		中山道と甲州街道が出会う 大社といで湯の宿場まち	つつじ	桜	—
富士見町		世界に展かれた高原の文化都市	すずらん	しらかば	—
原村		豊かな自然と文化のもとに 多彩な個性が集う 魅力ある村	レンゲツツジ	ヒメバラ モミ	—
辰野町		辰野町は日本の真ん中 ひとままちも自然も輝く 光と緑とほたるの町 たつの	ふくじゅ草	しだれ栗	—
			特別シンボルとして『げんじ螢』を制定		
箕輪町		みんなで創る、未来につながる、 暮らしやすい箕輪町	いわやま つつじ	けやき	キセキレイ
飯島町		信州いいじま ふたつのアルプスが見えるまち	しゃくなげ	いちい	—
南箕輪村		素顔がいいね 南箕輪村	菊	赤松	—
中川村		一人ひとりの元気が活きる 美しい村 “なかがわ”	うちょう らん	ひのき	—
宮田村		住みたい、住んでよかった 住み続けたい宮田村	梅の花	—	—
			特別シンボルとしてこまうすゆきそう		
松川町		しあわせ実感まつかわ	梨の花	松	—
高森町		なりたい「あなた」に会えるまち	やまぶき	きんもく せい 柿の木	—
阿南町		おいなんよ あなん TOWN	しゃくなげ	はなのき	うぐいす

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
阿 智 村		星ふるさと ～日本一の星空と花桃といで湯の郷～	ふくじゅ草 れんげつつじ しだれ桜	とちのき しらかば なら	うぐいす
平 谷 村		訪れたい村 暮らしたい村 南信州のふるさと平谷	—	—	—
根 羽 村		矢作川源流の郷	イワツツ ジ	杉	—
下 條 村		自然と伝統 人が織りなす 下條村	コスモス	ハナノキ	—
売 木 村		小さくてもキラリと光る 村づくり	ササユリ	ブナ	コマドリ
天 龍 村		信州に春を上げる村	やまゆり	しゅろ	ブッポウ ソウ
泰 阜 村		風水薫る ときめきの郷 やすおか	かたくり	ひめこま つ	山鳥
喬 木 村		人が輝き 未来につながる 美し郷 喬木	九輪草	いちょう	うぐいす
豊 丘 村		もっと ずっと ともに とよおか	こぶし	赤松	—
大 鹿 村		南アルプスと歌舞伎の里 大鹿	黒ゆり	白樺	キジ
上 松 町		新しい時代にいのち輝き 笑顔あふれる “あげまつ”	オオヤマ レンゲ ササユリ	ヒノキ	コマドリ
南 木 曾 町		歴史とひのきの薫る里	ミツバツ ツジ	ヒノキ	—
木 曾 町		みんなで創る笑顔あふれるまち・木曾 豊かな地域資源を育て 未来につなげよう	—	—	御嶽山
木 祖 村		木曾川の水が生まれる源流の里	リンドウ	トチの木	—

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
王 滝 村		人も自然も元気でいきいき みんなでつなぐ新たな絆	しゃくなげ	木曾ひのき	—
大 桑 村		ここに住みたい ここで暮らしたい ここで育てたい 大桑村	シャクナゲ	ヒノキ	—
筑 北 村		自然に恵まれた「安心」と 「活力」のあふれるむら	つつじ	あかまつ	うぐいす
麻 績 村		更なる飛躍を 心ときめく 麻績村へ	かたくり	こぶし	かっこう
生 坂 村		新たな発想で 未来を創り出し 人と自然が輝く いくさか	ツツジ	かしわ	—
山 形 村		めぐみの大地に抱かれて チャレンジ! やまがた	サツキ	イチイ	—
朝 日 村		すこやかなころ すこやかなからだ すこやかな土づくり	カタクリ	アカマツ	—
池 田 町		てるてる坊主のふるさと 北アルプス展望の里 花とハーブの里	ツツジ	赤松	—
松 川 村		安曇節のふるさと 松川 いわさきちひろが愛した 「心のふるさと」	レンゲツツジ	赤松	すずむし
白 馬 村		多様であることから交流し 学びあい成長する村	カタクリ	オオヤマザクラ コブシ	—
小 谷 村		緑と雪と温泉のふるさと	大山ざくら	ぶな	—
坂 城 町		輝く未来を奏でるまち	ばら	えのきりんご	—
小 布 施 町		栗と北斎と花のまち	りんご 〔普及花〕 春みすみ草 夏サルビア 秋はぎ	栗	—
高 山 村		ずっと住みたい また訪れたい いいね 信州高山 ～自然の恵み 豊かさ実感 幸せ実感～	シャクナゲ	いちい	—

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥（他）
山ノ内町		未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土	りんご	つが	うぐいす
木島平村		誇りと愛着を育み、一人ひとりが 希望を持てる木島平 ～誰もが暮らしやすい持続可能な村～	福寿草	けやき	—
野沢温泉村		胸湧きたち 未来へ歩み続ける 湯の郷・野沢温泉	野沢菜の 花	ぶな	—
信濃町		みんなでつくる ふるさと しなのまち	コスモス	オオヤマ ザクラ	ウグイス
飯綱町		ひと 自然 いきいき未来 飯綱町	りんご	さくら	—
小川村		住み続けたい小川村であるために	山桜	山桜	うぐいす
栄村		一人一人が希望に満ちた生き方を 創造できる村	カタクリ	桐	ブッポウ ソウ

24 長野県の過疎地域等 (令和7年4月1日現在)



項目	市町村数(R7.4.1)				人口 (人)	面積 (k㎡)
	市	町	村	計		
過疎地域等 (A)=(a)+(b)	43	11	11	21	216,692	7,573.7
過疎地域(a)	40	9	11	20	199,292	6,480.7
特定市町村(b)	3	2	0	1	17,400	1,093.1
全市町村(B)	77	19	23	35	2,048,011	13,561.6
過疎地域割合 (a)÷(B)	51.9%	47.4%	47.8%	57.1%	9.7%	47.8%
過疎地域等割合 (A)÷(B)	55.8%	57.9%	47.8%	60.0%	10.6%	55.8%

注) 1 過疎地域の人口及び面積は、法2条指定の32市町村と同3条指定の一部過疎地域である旧11町村の数値。

注) 2 特定市町村の人口、面積は旧過疎法において過疎地域であった区域の数値。

注) 3 人口・面積はR2国勢調査の結果による。

25 過疎地域市町村等一覧 (令和7年4月1日現在)

1 過疎地域市町村 (全部過疎)

指定要件：次の1及び2の両方を満たす市町村

1 人口要件 (次のいずれかに該当する場合)

(1) 人口減少率…平成27年国調/平成2年国調 (25年間)：21%以上

(2) 人口減少率…平成27年国調/昭和50年国調 (40年間)：28%以上

【平成27年国調/昭和35年国調 (55年間)：40%以上】

(3) 人口減少率…平成27年国調/昭和50年国調 (40年間)：23%以上で、

【平成27年国調/昭和35年国調 (55年間)：30%以上で、】

① 平成27年国調の高齢者比率 (65歳以上)：35%以上 又は

② 平成27年国調の若年者比率 (15~29歳)：11%以下

【令和3年度公示 R3.4.1】

市町村名	国勢調査人口				人口要件(1)	
					人口減少率	
	S35.10.1	S50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	H27/H2	
大町市	41,184	37,311	34,300	28,041	-18	
飯山市	37,952	30,796	28,114	21,438	-24	■
小海町	9,227	7,279	6,630	4,713	-29	■
北相木村	2,104	1,584	1,194	774	-35	■
長和町	10,854	8,276	7,984	6,166	-23	■
中川村	7,751	5,496	5,518	4,850	-12	
阿南町	10,343	7,652	6,851	4,962	-28	■
平谷村	1,121	732	617	484	-22	■
根羽村	3,059	1,938	1,599	970	-39	■
売木村	1,320	953	743	575	-23	■
天龍村	5,792	3,739	2,822	1,365	-52	■
泰阜村	4,139	2,824	2,386	1,702	-29	■
大鹿村	4,694	2,597	1,802	1,023	-43	■
上松町	9,643	8,082	6,997	4,670	-33	■
南木曾町	10,771	7,011	6,142	4,313	-30	■
木祖村	4,899	4,317	4,300	2,926	-32	■
王滝村	3,862	2,037	1,239	839	-32	■
大桑村	7,994	6,025	5,160	3,825	-26	■
木曾町	22,429	18,156	15,789	11,826	-25	■
麻績村	5,080	4,159	3,622	2,788	-23	■
生坂村	4,855	3,362	2,738	1,843	-33	■
筑北村	9,757	7,523	7,111	4,730	-33	■
小谷村	7,917	5,246	4,474	2,904	-35	■
山ノ内町	19,645	19,022	17,680	12,429	-30	■
木島平村	7,735	6,180	5,887	4,658	-21	
野沢温泉村	5,873	5,044	4,816	3,479	-28	■
信濃町	13,703	12,045	11,552	8,469	-27	■
小川村	8,283	5,447	4,133	2,665	-36	■
栄村	6,361	3,884	3,053	1,953	-36	■

2 財政力要件

平成29年度から令和元年までの3年平均の財政力指数が0.51以下

※ 【 】内は、旧過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であった団体に限り、併用できることとされた基準

※ 国勢調査人口は合併前町村の合算値

※ 「■」は、各要件を満たしていることを示す

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)				財政力指数			
人口減少率		高齢者比率		若年者比率		H29～R元平均	
H27/S50(S35)		H27		H27		H29～R元平均	
-25【-32】	■	35.3	■	11.1		0.44	■
-30【-44】	■	34.6		11.5		0.36	■
-35【-49】	■	39.1		10.7	■	0.27	■
-51【-63】	■	39.3	■	12.1		0.16	■
-25【-43】	■	38.0	■	9.7	■	0.23	■
-12【-37】	■	33.4		10.8	■	0.22	■
-35【-52】	■	42.2	■	11.3		0.19	■
-34【-57】	■	37.8	■	12.4		0.16	■
-50【-68】	■	49.3	■	7.3	■	0.10	■
-40【-56】	■	45.0	■	9.4	■	0.12	■
-63【-76】	■	59.0	■	5.5	■	0.16	■
-40【-59】	■	40.0	■	13.5		0.16	■
-61【-78】	■	50.8	■	7.1	■	0.15	■
-42【-52】	■	39.4	■	10.0	■	0.24	■
-38【-60】	■	40.6	■	9.4	■	0.24	■
-32【-40】	■	39.7	■	9.0	■	0.32	■
-59【-78】	■	39.0	■	12.9		0.22	■
-37【-52】	■	40.2	■	11.0	■	0.25	■
-35【-47】	■	38.8	■	10.2	■	0.28	■
-33【-45】	■	43.4		9.4	■	0.19	■
-45【-62】	■	40.1	■	9.7	■	0.15	■
-37【-52】	■	41.9	■	9.9	■	0.16	■
-45【-63】	■	37.6	■	9.2	■	0.23	■
-35【-37】	■	38.0	■	10.0	■	0.42	■
-25【-40】	■	35.7	■	9.5	■	0.20	■
-31【-41】	■	35.7	■	9.5	■	0.20	■
-30【-38】	■	38.9	■	8.8	■	0.35	■
-51【-68】	■	45.5	■	7.4	■	0.14	■
-50【-69】	■	50.3	■	7.8	■	0.15	■

【令和4年度公示 R4.4.1】

1 人口要件（次のいずれかに該当する場合）

- (1) 人口減少率…令和2年国調／平成7年国調（25年間）：23%以上
- (2) 人口減少率…令和2年国調／昭和55年国調（40年間）：30%以上
- (3) 人口減少率…令和2年国調／昭和55年国調（40年間）：25%以上で、
 - ① 令和2年国調の高齢者比率（65歳以上）：38%以上 又は
 - ② 令和2年国調の若年者比率（15～29歳）：11%以下

市町村名	国勢調査人口			人口要件(1)	
				人口減少率	
	S55.10.1	H7.10.1	R2.10.1	R2/H7	
佐久穂町	14,228	13,740	10,218	-26	■
立科町	8,347	8,712	6,612	-24	■
飯綱町	12,000	13,292	10,296	-23	

II 特定期間合併市町村（一部過疎）

指定要件：合併前の旧市町村単位で、Iの人口要件のいずれかを満たし、かつ、現在の市町村において次の財政力要件を満たす市町村
財政力要件

平成29年度から令和元年までの3年平均の財政力指数が0.64以下

【令和3年度公示 R3.4.1】

(1) 飯田市のうち、旧上村、旧南信濃村の区域

市町村名	国勢調査人口				人口要件(1)	
					人口減少率	
	S35.10.1	S50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	H7/H2	
飯田市	107,902	107,093	110,402	101,581	-8	
旧飯田市	99,688	102,137	106,495	99,693	-6	
旧上村	2,148	1,246	1,085	413	-62	■
旧南信濃村	6,066	3,710	2,822	1,475	-48	■

(2) 伊那市のうち、旧高遠町、旧長谷村の区域

市町村名	国勢調査人口				人口要件(1)	
					人口減少率	
	S35.10.1	S50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	H7/H2	
伊那市	68,691	66,707	70,639	68,271	-3	
旧伊那市	51,423	54,468	60,062	60,891	1	
旧高遠町	12,613	9,328	8,074	5,643	-30	■
旧長谷村	4,655	2,911	2,503	1,737	-31	■

2 財政力要件

平成30年度から令和2年までの3年平均の財政力指数が0.51以下

※ 国勢調査人口は合併前町村の合算値

※ 「■」は、各要件を満たしていることを示す

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数 H30~R2平均	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率			
R2/S55		R2		R2			
-28	■	38.8	■	9.2	■	0.24	■
-21		37.0		10.7	■	0.36	■
-14		40.6	■	8.9	■	0.27	■

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数 H29~R元平均	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率			
H27/S50(S35)		H27		H27			
-5【-6】		31.0		12.0		0.54	■
-2【0】		30.5		12.1			
-67【-81】	■	55.2	■	6.1	■		
-60【-76】	■	57.5	■	4.3	■		

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数 H29~R元平均	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率			
H27/S50(S35)		H27		H27			
2【-1】		29.9		12.1		0.49	■
12【18】		28.5		12.5			
-40【-55】	■	40.0	■	9.3	■		
-40【-63】	■	46.6	■	7.7	■		

(3)中野市のうち、旧豊田村の区域

市町村名	国勢調査人口				人口要件(1)	
					人口減少率	
	S35.10.1	S50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	R2/H2	
中野市	44,028	43,867	46,468	43,909	-6	
旧中野市	37,035	38,271	40,996	39,668	-3	
旧豊田村	6,993	5,596	5,472	4,241	-22	■

(4)佐久市のうち、旧望月町の区域

市町村名	国勢調査人口				人口要件(1)	
					人口減少率	
	S35.10.1	S50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	H7/H2	
佐久市	94,732	89,981	95,625	99,368	4	
旧佐久市	56,829	56,143	62,003	70,871	14	
旧白田町	15,972	15,794	16,301	13,698	-16	
旧望月町	14,969	12,013	11,108	8,828	-21	
旧浅科村	6,962	6,031	6,213	5,971	-4	

(5)阿智村のうち、旧清内路村、旧浪合村の区域

市町村名	国勢調査人口				人口要件(1)	
					人口減少率	
	S35.10.1	S50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	H27/H2	
阿智村	10,515	7,830	7,807	6,538	-16	
旧清内路村	1,529	1,009	906	573	-37	■
旧阿智村	7,696	6,020	6,133	5,415	-12	
旧浪合村	1,290	801	768	550	-28	■

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)					財政力指数	
人口減少率	高齢者比率		若年者比率		H29～R元平均	
H27/S50(S35)	H27		H27		H29～R元平均	
0【0】		29.4		12.5	0.53	■
4【7】		28.5		12.6		
-24【-39】	■	37.9	■	11.6		

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)					財政力指数	
人口減少率	高齢者比率		若年者比率		H29～R元平均	
H27/S50(S35)	H27		H27		H29～R元平均	
10【5】		28.7		13.2	0.50	■
26【25】		26.4		13.6		
-13【-14】		34.0		13.0		
-27【-41】	■	36.3	■	10.8		
-1【-14】		32.1		11.2		

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)					財政力指数	
人口減少率	高齢者比率		若年者比率		H29～R元平均	
H27/S50(S35)	H27		H27		H29～R元平均	
-17【-38】	■	34.0		12.2	0.23	■
-43【-63】	■	39.6	■	12.9		
-10【-30】		33.1		12.3		
-31【-57】	■	37.6	■	10.4		

【令和4年度公示 R4.4.1】

指定要件：合併前の旧市町村単位で、1の人口要件のいずれかを満たし、かつ、現在の市町村において次の財政力要件を満たす市町村

財政力要件

平成30年度から令和2年までの3年平均の財政力指数が0.64以下

(1)上田市のうち、旧武石村の区域

市町村名	国勢調査人口			人口要件(1)	
				人口減少率	
	S55.10.1	H7.10.1	R2.10.1	R2/H7	
上田市	151,804	164,207	154,055	-6	
旧上田市	111,540	123,284	120,466	-2	
旧丸子町	25,648	25,350	21,091	-17	
旧真田町	10,449	11,339	9,339	-18	
旧武石村	4,167	4,234	3,159	-25	■

(2)塩尻市のうち、旧榑川村の区域

市町村名	国勢調査人口			人口要件(1)	
				人口減少率	
	S55.10.1	H7.10.1	R2.10.1	R2/H7	
塩尻市	57,417	64,236	67,241	5	
旧塩尻市	52,711	60,481	65,002	7	
旧榑川村	4,706	3,755	2,239	-40	■

(3)安曇野市のうち、旧明科町の区域

市町村名	国勢調査人口			人口要件(1)	
				人口減少率	
	S55.10.1	H7.10.1	R2.10.1	R2/H7	
安曇野市	75,209	88,231	94,222	7	
旧明科町	10,287	10,015	7,659	-24	■
旧豊科町	23,825	26,027	27,362	5	
旧穂高町	22,229	28,712	32,529	13	
旧三郷村	12,598	15,550	18,026	16	
旧堀金村	6,270	7,927	8,646	9	

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率		H30~R2平均	
R2/S55		R2		R2		H30~R2平均	
1		31.0		13.6		0.60	■
8		29.6		14.4		/	/
-18		36.0		11.2			
-11		34.8		10.7	■		
-24		39.2	■	9.3	■		

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率		H30~R2平均	
R2/S55		R2		R2		H30~R2平均	
17		28.7		14.2		0.64	■
23		28.0		14.4		/	/
-52		49.8	■	7.5	■		

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率		H30~R2平均	
R2/S55		R2		R2		H30~R2平均	
25		32.0		11.8		0.55	■
-26	■	40.0	■	11.0	■	/	/
15		30.7		12.4			
46		32.6		11.1			
43		30.4		11.8			
38		30.3		13.0			

Ⅲ 特定市町村（全部過疎）

旧過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（全部過疎）であった市町村のうち、過疎地域の市町村以外のもの（卒業団体）

【令和3年度公示 R3.4.1】

市町村名	国勢調査人口				人口要件（1）	
					人口減少率	
	S 35.10.1	S 50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	H 2 / S 50	
南相木村	2,421	1,800	1,368	1,005	-27	■

Ⅳ 特定市町村（一部過疎）

旧過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（一部過疎）であった市町村のうち、過疎地域の市町村以外のもの（卒業団体）

【令和3年度公示 R3.4.1】

(1)長野市のうち、旧大岡村、旧戸隠村、旧鬼無里村、旧信州新町、旧中条村の区域

市町村名	国勢調査人口				人口要件（1）	
					人口減少率	
	S 35.10.1	S 50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	H 2 / S 50	
長野市	303,458	342,120	377,261	377,598	0.1	
旧長野市	257,071	306,637	347,026	356,085	3	
旧大岡村	4,035	2,477	1,753	960	-45	■
旧信州新町	12,354	9,323	7,143	4,135	-42	■
旧豊野村	9,604	9,539	9,700	9,609	-1	
旧戸隠村	8,709	6,225	5,608	3,499	-38	■
旧鬼無里村	5,373	3,603	2,686	1,393	-48	■
旧中条村	6,312	4,316	3,345	1,917	-43	■

(2)松本市のうち、旧四賀村、旧奈川村、旧安曇村の区域

市町村名	国勢調査人口				人口要件（1）	
					人口減少率	
	S 35.10.1	S 50.10.1	H2.10.1	H27.10.1	H 2 / S 50	
松本市	189,988	214,608	233,756	243,293	4	
旧松本市	158,147	185,595	200,715	208,227	4	
旧四賀村	8,824	6,751	6,556	4,629	-29	■
旧波田町	7,813	9,428	12,992	15,274	18	
旧奈川村	2,094	1,489	1,250	679	-46	■
旧安曇村	3,480	2,583	2,594	1,936	-25	■

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率			
H27/S50 (S35)		H27		H27		H29~R元平均	
-44【-58】	■	41.5	■	9.6	■	0.84	×

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率			
H27/S50 (S35)		H27		H27		H29~R元平均	
10【24】		28.1		12.8		0.73	×
16【39】		27.2		13.0		/	/
-61【-76】	■	52.7	■	4.7	■		
-56【-67】	■	48.1	■	8.1	■		
1【0】		32.1		11.4			
-44【-60】	■	45.9	■	8.1	■		
-61【-74】	■	56.6	■	6.9	■		
-56【-70】	■	53.1	■	6.7	■		

(単位：人、%)

人口要件(2)(3)						財政力指数	
人口減少率		高齢者比率		若年者比率			
H27/S50 (S35)		H27		H27		H29~R元平均	
13【28】		26.3		14.7		0.73	×
12【32】		25.8		15.2		/	/
-31【-48】	■	40.6	■	10.5	■		
62【95】		28.3		12.4			
-54【-68】	■	47.4	■	5.7	■		
-25【-44】	■	29.7		14.8			

26 辺地の市町村別一覽

(令和7年3月31日現在)

項目 市町村名	総合整備計画					過疎	振山	豪雪	うち 特豪	特定 農村	該 当 しない	現在点数
	A	B	C	D	計							
長野市	1		31		32		8	26	4	21	4	4,635
松本市	4		6		10		7	2		7	3	1,455
上田市	5		6		11	3	8	5		10	1	1,272
岡谷市												
飯田市	2		16		18	5	10	3		12	6	2,107
諏訪市				1	1					1		157
須坂市	1				1		1	1		1		237
小諸市												
伊那市	6			4	10	6	6			6	4	1,296
駒ヶ根市			3		3		3			3		558
中野市	1			3	4	4		4		4		515
大町市	1				1	1	1	1				132
飯山市	2			4	6	6	4	6	6	6		939
茅野市		1		1	2						2	307
塩尻市				1	1						1	115
佐久市	6		2		8	2	3			6	2	1,360
千曲市	1				1						1	109
東御市				3	3					3		367
安曇野市												
市計 (市数)	30	1	64	17	112 (16)	27 (7)	51 (10)	48 (8)	10 (2)	80 (12)	24 (9)	15,561
小海町												
川上村	8				8		8			8		1,081
南牧村	8				8		8			8		1,258
南相木村	8				8		8			8		1,551
北相木村				1	1	1	1			1		109
佐久穂町	18				18	18	14			18		2,575
軽井沢町												
御代田町												
立科町	1				1	1	1			1		190
佐久計 (町村数)	43			1	44 (6)	20 (3)	40 (6)			44 (6)		6,764

項目 市町村名	総合整備計画					過疎	振山	豪雪	うち 特豪	特定 農村	該 当 しない	現在点数
	A	B	C	D	計							
青木村	3		2		5		5			5		691
長和町	1		1		2	2	2			2		438
上小計 (町村数)	4	0	3		7 (2)	2 (1)	7 (2)			7 (2)		1,129
下諏訪町 富士見町 原村												
諏訪計 (町村数)												
辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村				2	2					2		269
上伊那計 (町村数)	2	0	1	2	5 (2)	3 (1)	3 (1)			5 (2)		580
松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村	2				2					1	1	255
阿智村	3		5		8	8	2			8		1,382
阿智村	6				6	5	6			6		790
平谷村	6				6	6	6			6		888
下條村	5		1		6						6	694
天龍村	1				1	1	1			1		170
泰阜村	6				6	6	6			6		831
喬木村	4				4					4		426
豊丘村	3		1		4		4			4		471
大鹿村			3		3	3	3			3		445
下伊那計 (町村数)	36		10		46 (10)	29 (6)	28 (7)			39 (9)	7 (2)	6,352

項目 市町村名	総合整備計画					過疎	振山	豪雪	うち 特豪	特定 農村	該 当 しない	現在点数
	A	B	C	D	計							
上 松 町				1	1	1	1			1		110
南 木 曾 町	7				7	7	7			7		848
木 祖 村	1		1		2	2	2			2		216
王 滝 村				1	1	1	1			1		129
木 曾 町				13	13	13	12			13		1,762
木 曾 計 (町 村 数)	8		2	14	24 (5)	24 (5)	23 (5)			24 (5)		3,065
筑 北 村				3	3	3	2			3		321
麻 績 村	1				1	1						110
生 坂 村				1	1	1	1			1		110
山 形 村	1				1						1	103
朝 日 村	3				3		3			3		324
松 本 計 (町 村 数)	5			4	9 (5)	5 (3)	6 (3)			7 (3)	1 (1)	968
池 田 町				1	1					1		115
松 川 村		2			2			2				233
白 馬 村	3		1		4			4	4	3		564
小 谷 村				6	6	6	6	6	6	6		849
北 安 曇 計 (町 村 数)	3	2	1	7	13 (4)	6 (1)	6 (1)	12 (3)	10 (2)	10 (3)		1,761
坂 城 町												
小 布 施 町												
高 山 村	1				1		1	1	1	1		147
信 濃 町			7		7	7	2	7	7	3		862
飯 綱 町				5	5	5		5				665
小 川 村			1		1	1		1		1		101
長 野 計 (町 村 数)	1		8	5	14 (4)	13 (3)	3 (2)	14 (4)	8 (2)	5 (3)		1,775

項目 市町村名	総合整備計画					過疎	振山	豪雪	うち 特豪	特定 農村	該 当 しない	現在点数
	A	B	C	D	計							
山ノ内町	1		1		2	2	2	2	2	2		251
木島平村	2				2	2	2	2	2	2		248
野沢温泉村	3				3	3	3	3	3	3		396
栄村	4				4	4	4	4	4	4		878
北信計 (町村数)	10		1		11 (4)	11 (4)	11 (4)	11 (4)	11 (4)	11 (4)		1,773
総計 (市町村数)	142	3	90	50	285 (58)	140 (34)	178 (41)	85 (19)	39 (10)	232 (49)	32 (12)	39,728

過疎 過疎市町村
 振山 振興山村
 豪雪 豪雪地帯
 特豪 特別豪雪地帯
 特定農村 特定農山村地域
 総合整備計画

- A……令和7年3月31日時点総合整備計画有り
- B……令和7年度に新たに総合整備計画策定予定
- C……令和8年度以降に総合整備計画策定予定
- D……総合整備計画策定予定なし

27 辺地の状況

(令和7年3月31日現在)

辺地		市町村数	辺地数 ア	辺地人口(人)		辺地面積(km ²)		辺地度数(点)	
				イ	イ/ア	ウ	ウ/ア	エ	エ/ア
辺地	平成2	89	386	71,844	186	1,575.7	4.1	52,437	135
	3	89	385	69,315	180	1,559.3	4.1	51,975	135
	4	89	383	69,790	182	1,587.0	4.1	51,596	135
	5	89	380	70,486	185	1,671.8	4.4	50,870	134
	6	89	377	69,131	183	1,664.2	4.4	50,161	133
	7	88	348	64,083	184	1,578.6	4.5	45,334	130
	8	87	327	59,289	181	1,498.5	4.6	42,590	130
	9	88	327	59,883	183	1,482.7	4.5	42,394	130
	10	88	316	56,683	179	1,459.1	4.6	41,060	130
	11	87	311	55,910	180	1,435.2	4.6	40,422	130
	12	88	309	55,129	178	1,450.5	4.7	40,091	130
	13	87	311	55,822	179	1,459.0	4.7	40,775	131
	14	86	305	54,571	179	1,431.6	4.7	40,075	131
	15	86	297	52,602	177	1,449.0	4.9	39,000	131
	16	86	295	50,262	170	1,383.2	4.7	38,054	129
	17	79	286	48,673	170	1,338.7	4.7	36,965	129
	18	62	300	52,227	174	1,424.6	4.7	38,777	129
	19	61	302	54,449	180	1,482.6	4.9	39,527	131
	20	60	312	56,552	181	1,517.2	4.9	41,103	132
	21	60	306	57,131	187	1,607.6	5.3	40,673	133
	22	58	295	55,784	189	1,603.9	5.4	39,225	133
	23	56	290	53,981	186	1,639.3	5.7	38,166	132
	24	56	291	53,904	185	1,638.9	5.6	38,333	132
	25	56	294	53,587	182	1,641.8	5.6	39,083	133
	26	56	295	53,094	180	1,679.8	5.7	39,576	134
	27	56	305	53,933	177	1,695.9	5.6	40,997	134
	28	55	300	53,054	177	1,694.6	5.6	40,568	135
	29	55	299	52,535	176	1,694.4	5.7	40,480	135
	30	55	294	50,321	172	1,676.4	5.7	39,478	135
	31	57	299	51,089	171	1,690.9	5.7	40,345	135
	令和2	58	295	50,295	170	1,719.4	5.8	40,545	137
3	58	288	47,765	166	1,722.8	6.0	40,134	139	
4	58	292	47,618	163	1,889.3	6.5	39,743	136	
5	58	291	47,722	164	2,003.4	6.9	40,065	138	
6	58	288	46,937	163	2,000.0	6.9	39,807	138	
7	58	285	47,077	165	2,086.9	7.3	39,728	139	

(注)平成7年度から「他の地域開発制度」の指定状況に「豪雪地帯」と「特定農山村地域」が新たに加わっている。

他の地域開発制度の指定状況					左のいずれにも該当しない 辺地数
過疎該当	振興山村該当	豪雪地帯	うち特豪地帯	特定農山村地域	
191	246		54		88
201	241		52		90
198	239		56		90
200	241		58		85
198	244		58		84
176	220	113	52	235	33
163	202	108	51	251	22
160	204	106	50	277	22
158	197	102	49	268	22
152	190	102	48	262	23
153	191	102	48	256	23
133	192	104	47	261	22
130	193	101	46	259	23
132	185	99	45	254	21
130	179	102	44	250	21
127	174	101	45	242	20
137	183	105	45	253	22
132	186	102	43	253	22
137	197	105	47	264	22
138	201	104	47	260	20
131	192	104	47	249	20
152	191	101	45	248	18
149	188	101	43	246	15
152	189	104	47	243	21
149	188	102	46	245	22
152	189	103	48	245	23
146	185	106	44	240	23
146	182	94	44	239	28
145	181	96	44	234	28
144	180	101	43	233	28
141	178	100	43	227	30
142	177	95	43	229	28
140	179	94	40	230	32
146	183	88	41	238	32
143	181	87	41	235	32
140	178	85	39	232	32

28 市町村別地域指定等一覧

(令和7年3月31日現在)

略称 市町村名	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
小諸市				○	
佐久市	●	黒田・大月、東立科・美笹、丸山・馬坂・広川原、湯原新田・十二新田、協西・合の沢・大木・長者原・春日西久保・春日東久保、印内原・御牧原(望月)、苦水、東地	内山、春日	大沢、内山、志賀、切原、田口、本牧、布施、春日、協和	
佐 小海町	○		○	○	
川上村		川端下、梓山、居倉、樋沢、秋山、大深山、原、御所平	○	○	
南牧村		平沢、野辺山、板橋、川平、広瀬、市場、海ノ口、海尻	○	○	
南相木村		三川・立原、栗生・栗生川、加佐、中島、和田、祝平、第八、日向	○	○	
北相木村	○	白岩	○	○	
久 佐久穂町	○	大張・中尾・屋敷入、中谷、矢沢・宿戸、古谷、うそのくち、松井、八郡、大石、馬越、余地本郷、平川原、大日向本郷、下川原、館・旭、大岳、影・新田、穴原・筆岩、佐口・上野	大日向、栄、畑八	○	
軽井沢町			伍賀	×	
御代田町				×	
立科町	○	蓼科・中尾	芦田	○	
小計	● ¹ ○ ⁴	7 (52)	9 < ⁵ (6) ⁴ (7)	9 (32)	-

略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
市町村名						
上	上田市	●	菅平東組、菅平中組、菅平西組、渋沢、倉、余里、上本入西部、本入東部、西内、平井	傍陽、長、西内、室賀、武石	東内、西内、殿城、西塩田、室賀、傍陽、長、本原、武石	○※ 1
	東御市		聖、奈良原、東・西入		○	
	長和町	○	鷹山、姫木	大門、和田	○	
小	青木村		入奈良本、弘法、釜房、湯原宮沢、原池	青木	○	
	小計	● ○ ¹ ₁	4 (21)	3 (8)	4 (20)	1
諏訪	岡谷市				×	
	諏訪市		後山		湖南	
	茅野市		白樺湖、車山		米沢、豊平、泉野、金沢、湖東、北山	
	下諏訪町				○	
	富士見町				○	
	原村				×	
小計	—	2 (3)	—	4 (13)	—	
上伊那	伊那市	●	横山、平沢、杉島、小屋敷、上新山、荊口、松倉、片倉、御堂垣外、山室	長藤、三義、藤沢、伊那里、美和	長藤、三義、藤沢、高遠、河南、伊那里、美和	
	駒ヶ根市		東部、吉瀬、中曾倉第1	中沢	中沢	

略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
市町村名						
上	辰野町		鴻ノ田、上野	川島	○	
	箕輪町			東箕輪	東箕輪	
	飯島町				七久保	
伊	南箕輪村				×	
	中川村	○	上北山方、柳沢、飯沼	南向	○	
那	宮田村				×	
	小計	● ¹ ○ ₁	4 (18)	5 (9)	6 (16)	-
下	飯田市	●	梨子洞、毛呂窪、法全寺、米峰、箱川、田力、泉垣外、程野、下栗、雲母、尾科、尾林、大郡、原平、平栗、木沢、八重河内、南和田	千代、上、木沢、和田、八重河内、南和田	飯田、下久堅、千代、上久堅、上、木沢、和田、八重河内、南和田	○ ※2
	松川町		生東、西山		生田	
	高森町				○	
伊	阿南町	○	和合、和知野、帯川、梅田、鴨目、大島、新木田、雲雀澤	和合	○	
	阿智村	●	本谷園原、浪合北部、浪合東部、浪合中央部、浪合治部坂、上清内路	智里、浪合、清内路	○	
那	平谷村	○		○	○	
	根羽村	○	北洞、東洞、西洞、南洞、小戸名浅間、小川中野	○	○	

略称 市町村名	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
下伊那郡	下條村		新田、親田、入野、阿知原、小松原、鎮西	×	
	壳木村	○		○	
	天龍村	○	向方	○	○
	泰阜村	○	金野、稲伏戸、三耕地、万場・黒見・明島、平島田、我科	○	○
	喬木村		大島、加々須、氏乗、上の原		○
	豊丘村		福島、佐原、長沢、壬生沢	神稲	○
	大鹿村	○	梨原、北入、上青木	○	○
	小計	● ² ○ ⁷	11 (64)	10 < $\frac{6}{4}$ (7) (11)	13 (31)
木曾郡	木曾町	○	髭沢、下条、倉本、井原、屋敷野、牧、梓本、上条、川上・正沢、新地・渡沢、小西・藤沢、越・西又、小野原	新開、日義、開田、三岳	○
	上松町	○	東奥	○	○
	南木曾町	○	与川、柿其、広瀬、塚野、蘭、向栗畑・栗畑、大野正兼	○	○
	木祖村	○	栗屋、栃の木	○	○
	王滝村	○		○	○
	大桑村	○	伊奈川	○	○
	小計	○ ⁶	5 (24)	6 < $\frac{5}{1}$ (7) (4)	6 (12)

略称 市町村名	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
松 本	松本市	執田光、保福寺上手町、みより、三和、入田、中塔、小室、八景山、安曇沢渡、安曇番所	錦部、中川、奈川、安曇	入山辺、今井、片丘、本郷、錦部、会田、五常、中川、奈川、安曇	○※3
	塩尻市	● 勝弦	檜川	宗賀、檜川	
	安曇野市	●		東川手、西穂高、鳥川、三田	○※4
	筑北村	○ 大野田、別所、大沢新田	本城、坂井	○	
	麻績村	○ 高桑部		×	
	生坂村	○ 小立野	生坂	○	
	山形村	美野里ヶ丘		×	
	朝日村	御馬越、北村、上組	○	○	
	小計	●2 ○3 7 (20)		5 < $\frac{1}{4}$ (1) (8)	6 (23)
北 安 曇	大町市	○ 八坂・美麻	八坂、美麻	八坂、美麻	○※5
	池田町	広津		陸郷、広津	
	松川村	鼠穴、川西		×	○
	白馬村	内山、嶺方、野平、落倉		北城	◎

略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
市町村名						
北 安 曇	小谷村	○	大網、池原、白馬大池、土倉、大渚、北小谷	○	○	◎
	小計	○2	5 (14)	2< ₁ ¹ (3) (2)	4 (8)	◎2 ◎2
長 野	長野市		十二、山新田、高野、古藤、大森、芋井南部、門沢、信里北部、小坂、宇和原、信級、信州新町南部、信州新町西部、長井、日下野東、日下野、地京原、伊折、奈良井、和平、吉原、七二会北部、新田・聖北台、川口、上楠川、峯区南、根越、芋井北部、芋井東部、芋井飯綱、東京、牧南	豊栄、大岡、戸隠、鬼無里	浅川、川柳、塩崎、信里、真島、豊栄、西条、保科、大岡、牧郷、戸隠、柵、鬼無里、信州新町、中条	◎※6
	須坂市		峰の原	仁礼、豊丘	仁礼、豊丘	○※7
	千曲市		大田原横手		森、倉科、桑原、八幡、力石、更級	
	坂城町				×	
	小布施町				×	
	高山村		奥山田	○	○	◎
	信濃町	○	古海、黒姫・長水、北信、荒瀬原、瑞穂、柴津、熊坂・柄山	信濃尻	柏原、信濃尻、三水	◎
	飯綱町	○	奈良本、東柏原、毛野、下赤塩、上村		×	○
	小川村	○	薬師		○	○
	小計	○3	7 (48)	4< ₃ ¹ (2) (7)	6 (35)	◎3 ◎3

略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
市町村名						
北	中野市	●	永江北部、奥手山、三俣、米山		豊井、永田	○
	飯山市	○	富倉、一山、岡山上段、岡山下段、斑尾、桑名川	岡山	柳原、岡山、瑞穂	◎
	山ノ内町	○	志賀高原、乗廻	平穏 夜間瀬	○	◎
	木島平村	○	馬曲、高社山	住郷 上木島	○	◎
	野沢温泉村	○	虫生、七ヶ巻、東大滝	市川	○	◎
信	栄村	○	秋山、泉平、中央、北野	○	○	◎
	小計	● ¹ ○ ⁵	6 (21)	5 < $\frac{1}{4}$ (2) 4 (6)	6 (15)	○ ¹ ◎ ⁵
県	計	● ⁸ ○ ³²	58 (285)	49 < $\frac{20}{29}$ (28) 62 (62)	64 (205)	○ ¹⁰ ◎ ¹⁰

備考

過疎	<ul style="list-style-type: none"> ○過疎法2条指定 ●過疎法3条指定 ・佐久市 (旧望月町の区域) ・伊那市 (旧高遠町、旧長谷村の区域) ・飯田市 (旧上村、旧南信濃村の区域) ・阿智村 (旧浪合村、清内路村の区域) ・中野市 (旧豊田村の区域) ・上田市 (旧武石村の区域) ・塩尻市 (旧栖川村の区域) ・安曇野市 (旧明科町の区域)
辺地	辺地名
振興山村 特定農山村	○市町村全域指定 地名は指定地域
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ○豪雪 ◎特別豪雪 ※1 旧塩田町、旧川西村、旧丸子町、旧武石村を除いた地域。 ※2 旧南信濃村の地域。 ※3 旧安曇村の地域。 ※4 旧穂高町、旧堀金村の地域。 ※5 旧八坂村を除いた地域。 ※6 特別豪雪地帯は、旧戸隠村、旧鬼無里村の地域。豪雪地帯は、旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信更村、旧更北村、旧松代町を除いた地域。 ※7 旧東村の地域。

・県計及び小計の数字は市町村数、()内は地域数
 ・振興山村、特定農山村の()内は旧市町村数

29 「地域発 元気づくり支援金」の概要

1 趣 旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

2 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

3 交付対象事業

自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業

- ① 地域協働の推進に関する事業
- ② 保健、医療、福祉の充実に関する事業
- ③ 教育、文化の振興に関する事業
- ④ 安全・安心な地域づくりに関する事業
- ⑤ 環境保全、景観形成に関する事業
- ⑥ 産業振興、雇用拡大に関する事業
 - ア 特色ある観光地づくり
 - イ 農業の振興と農山村づくり
 - ウ 森林づくりと林業の振興
 - エ 商業の振興
 - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
- ⑦ 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
- ⑧ その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業

4 選定基準

広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業であり、以下を満たすこと。

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）
- (4) 〈市町村の場合〉
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること
〈公共的団体の場合〉
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画）
- (6) その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること

※1 令和7年度から選定基準を改正し、「広域的に連携した事業」又は「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」のいずれかに該当し、かつ従前の選定基準である(1)～(6)の基準を満たす事業を支援対象とする。

※2「広域的に連携した事業」は、事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携していることを要件とする。

※3「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」は、地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、かつ補助金活用後の自走のビジョンが明確であることを要件とする。

※4 令和7年度から令和8年度までは、経過措置として予算の範囲内で従前の選定基準である(1)～(6)を満たす事業も支援対象とする。ただし、採択に当たっては新基準を満たす事業を優先する。

5 重点支援対象事業

これまでの重点テーマに代えて、令和7年度からは信州未来共創戦略に基づく、県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」として指定し、該当する事業の補助率をかき上げ

6 交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

7 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外経費及び特定財源（地方債、分担金・負担金、事業収入等）を控除した経費（ただし、公共的団体等の事業については、特定財源も対象経費に含める。）

【交付対象外経費】

- ① 団体・施設の運営費や人件費
- ② 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③ 地方債の償還に充当する費用
- ④ 調査研究及び計画作成に係る経費
- ⑤ 食糧費（ただし、一部事業を除く。）

8 支援金の交付額

(1) 補助率

事業	対象者	補助率	重点支援対象事業に該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3 / 4 以内	4 / 5 以内
ハード事業	市町村等(下記の市町村を除く。)	1 / 2 以内	2 / 3 以内
	財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3 以内	3 / 4 以内
	公共的団体等	2 / 3 以内	3 / 4 以内

(2) 補助限度額 補助額の下限30万円

30 市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金一覧

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
長野市	ながのまちづくり活動支援事業補助金	5人以上でまちづくりを行う市民公益活動団体（住民自治協議会を含む。）等	1回目：10分の7以内（限度額：70万円） 2回目：10分の6以内（限度額：60万円） 3回目：10分の5以内（限度額：50万円）	地域活動支援課	026-224-5033
	長野市地域いきいき運営交付金	3人以上でまちづくりを行う学生団体	補助回数 3回まで 補助率：10分の10以内（限度額：10万円）		
	長野市地域いきいき運営交付金	市内3・2地区住民自治協議会	前年度交付基準額×1/2+前年度交付基準額×1/2×前年度地区世帯数/前々年度地区世帯数+人員等調整定員（世帯数割増あり）	地域活動支援課	026-224-7615
松本市	松本市地域づくり推進交付金	市内3・5地区	3・5地区の緩やかな協議体等に交付（50～95万円）		
	松本市地域チャレンジ応援事業補助金	単位団体、有志グループ等	補助率10/10以内 上限20万円	地域づくり支援課	0263-34-3280
	松本市地域重点プロジェクト事業補助金	緩やかな協議体、地区町会連合会、NPO・市民活動団体、企業等	補助率8/10～10/10以内 上限1,000万円		
	松本市若者チャレンジ応援事業補助金	15歳以上35歳未満の若者で構成されている団体	上限 10万円 交付率 10/10以内（予算の範囲内で交付額決定）	若者企画課	0263-34-2070
松本市	地域福祉活動推進事業交付金	地域福祉活動を行う3人以上で構成された任意団体	支え合い活動事業（交付金） ・健康づくり・居場所づくり事業 補助率10/10以内（上限50万円） ・家事支援事業 補助率10/10以内（上限50万円） 基盤整備事業（補助金） ・居場所事業 補助率10/10以内（上限50万円） ・居場所設備整備事業、支え合い活動運営事業 補助率10/10以内（上限50万円） ・居場所改修整備事業 補助率3/4以内（上限350万円）	福祉政策課 等	0263-34-3227
上田市	上田市活力あるまちづくり支援金	・5人以上の市民で構成される市民活動団体 ・住民自治組織（重点事業のみ）	ソフト事業 3/4以内 限度額 上記30万円/年、下限5万円/年 補助期間：3年以内 （ただし、重点事業の限度額は上限60万円/年、下限10万円/年）	市民参加・協働推進課	0268-71-6732
岡谷市	地域サポートセンター交付金	自治会	・設置区の運営及び事業に対する補助 設置から3年以内（36月分） 月額10,000円 ・設置区の事業推進に対する補助 設置から36月経過後 月額5,000円		
	岡谷市各区行政事務交付金	自治会	予算の範囲内で行政区毎等別、人口別、世帯別により配分	秘書広報課	
	岡谷市各区公会所等建設事業補助金	自治会	・新築 補助率1/3以内（上限900万円） ・増築 補助率1/3以内（上限400万円） ・改修 補助率1/3以内（上限200万円） ・耐震補強 補助率2/3以内（上限800万円） ・土砂り面等共同施設 補助率1/3以内（上限150万円）		
	岡谷市各区公会所等耐震診断補助金	自治会	【耐震診断】 補助対象費は下記の区分の単価と面積の種の合計による。 ・1,000㎡以内の部分 83,670円 ・1,001㎡～2,000㎡以内の部分 81,570円 ・2,000㎡を超える部分 81,050円	危機管理室	0266-23-4811
岡谷市地域サポートセンター施設バリアフリー化改修等補助金	自治会	・バリアフリー化改修等 補助率1/3以内（上限50万円または100万円） ※対象は地域サポートセンター等について要件を満たす自治会		社会福祉課	
防犯灯設置補助金	自治会	自治会が所管する防犯灯の新設、改修等への補助 補助率1/2以内（上限額は以下のとおり） 支柱及びLED灯具の新設 20,600円 既存の支柱等を新設したLED灯具の新設 16,000円 既存防犯灯の柱の据え換え 5,400円 既存灯具のLED灯具への改修 16,000円 自動点検装置の新設 2,000円 既存LED灯具の改修 16,000円	市民生活課		
飯田市	ムトス飯田助成事業	※団体人数 3人以上 ※対象：飯田市内を拠点とする活動	①地域づくり応援 ・地域づくり団体、自治会 ・公益法人（NPO、一社など） ・個人 ・助成率等：対象活動経費の最大70%以内（上限30万円） ②地域づくり協働 ・協働して新たな地域づくりに取り組む2つ以上の団体（21歳以上） ・助成率等：対象活動経費の最大70%以内（上限30万円） ③チャレンジ ・地域づくりに取り組む3名以上の団体・個人（21歳以上） ・助成率等：対象活動経費の最大100%（上限5万円） ④若者費・地域づくり応援 ・20歳以下のメンバーでつくるグループ・個人 ・助成率等：対象活動経費の最大100%（上限20万円）	共生・協働推進課	0265-22-4560
諏訪市	諏訪市がんばる地域支援区	区・自治会	①地域の発展、活性化事業 ・補助率 ソフト事業：4/5以内（上限30万円） ハード事業：3/4以内（上限30万円） ②課題解決ハード事業 ・補助率 1/2以内（下限5万円、上限30万円）	地域戦略・男女共同参画課	0266-52-4141
	諏訪市区運営委員交付金	区	予算の範囲内で世帯数に応じて算定		
	S.U.W.Aを輝くまちづくり支援金	まちづくり団体等	①若者まちづくり経験事業 ※団体構成員半数以上が30歳未満 ・補助率 10/10以内（上限15万円） ②理髪まち・ひな祭り事業 ・補助率 4/5以内（上限15万円）		
須坂市	須坂市地域づくり推進事業交付金	地域で組織された地域づくり推進委員会	予算の範囲内で教育委員会が定めた額	生涯学習推進課	026-245-1598
	須坂市地域づくり団体活動支援補助金	地域づくり団体	地域発元気づくり支援金（農補助金）の補助対象経費のうち自己負担分（5万円以内、ただし30万円を限度）	政策推進課	026-248-9017
小諸市	小諸市市民活動推進事業補助金	市民5人以上で構成される市民活動団体	10/10 限度額 1回目：20万円 2回目：15万円	市民課 市民協働・相談係	0267-22-1700

地域振興関係

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
伊那市	伊那市協働のまちづくり交付金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内 (各地域自治体へ110万円～370万円を配分)		
	コミュニティ振興事業補助金	自治組織 地域づくり団体等	45/100以内 (限度額：100万円)	地域創造課 地域振興係	0265-78-4111
	高遠町ふるさと創生活動支援金 長谷ふるさと創生活動支援金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内		
駒ヶ根市	協働のまちづくり支援補助制度	自治組織 NPO法人等	10/10以内 (※原材料提供支援：40万円。市民団体設立支援：10万円)	企画振興課 企画開発係	0265-83-2111
中野市	中野市熱意応援事業補助金	5人以上で構成される非営利団体	・重点テーマに該当する事業 補助率4/5以内 (特に市長が認める場合は、補助率9/10まで引き上げ可) ・上記に該当しない事業 補助率3/4以内 (限度額：30万円)	市長秘書推進室 推進係	0269-22-2111
大町市	ひとが輝くまちづくり事業・花 づくり活動事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10以内 (審査結果による) 除添額 ◆ひとが輝くまちづくり事業 ・伝統文化の継承事業 50万円 ・まちづくり事業 1. はじめようまちづくり活動 20万円 2. ひろげようまちづくり活動 150万円 3. 地域創生活動 50万円 ◆活動継続支援事業 20万円 ◆花づくり活動事業 20万円	総務課 市民活動支援係	0261-22-0420
飯山市	飯山市里山の未来づくり支援金	集落(区) 自治組織 公共的団体等	住民とともに自ら考え、自ら行う地域の活力を生み出す事業に対する支援 ・重点テーマに該当する事業 4/5以内 (限度額：100万円) ・その他の交付対象事業 7/10以内 (限度額：30万円)		
	飯山市共同集落施設改修等整備 事業補助金	集落(区)	◆集落施設の改修、環境整備等に対する補助 (限度額：1施設300万円) ◆命懸け安全共益装置に対する補助 共同集落施設 限度額1施設50万円 ◆付随建物 限度額20万円 (1棟につき) ◆補助率 ・10世帯以下 4.5/5以内 ・11～25世帯 4/5以内 ・26～50世帯 2/3以内 ・51世帯以上 1/2以内	事業戦略課 地域協創係	0269-67-0724
茅野市	茅野市みんなのまちづくり支援 事業補助金	複数人で構成される市民活動団 体	・イベント・企画支援事業 10/10以内 (限度額：10万円) ・スター8支援事業 1年目 9/10以内 (限度額：20万円) 2年目 8/10以内 (限度額：20万円) 3年目 7/10以内 (限度額：40万円) ・協働活動支援事業 6/10以内 (限度額：30万円)	パートナーシップのまち づくり推進課・市民活動 推進係	0266-75-0633
茅野市	茅野市地域コミュニティ活動助 成金	地域コミュニティ運営協議会及 びこれに準じた団体	・地域コミュニティ活動促進事業 10/10以内 (限度額：50万円) ・地域コミュニティ活動調査、研究事業 10/10以内 (限度額：10万円) ※同一事業についての継続利用は3年まで	パートナーシップのまち づくり推進課・コミュニ ティ推進係	0266-75-0633
塩尻市	塩尻市まちづくりチャレンジ事 業補助金	市民公益活動団体	体験型(トライアル)10/10以内 (限度額：10万円) 発案型(スタートアップ) 7/10～9/10以内 (限度額：20万円～40万円)	市民交流センター 市民活動支援係	0263-53-3350
	塩尻市ふれあいのまちづくり事 業補助金	自治会 地区関係団体等	・地域づくり事業2/3以内(限度額80万円) ・計画実定事業2/3以内(限度額20万円) ・すずたし事業10/10以内(限度額20万円) ・地区計画等の原案実定事業10/10以内(限度額150万円)	地域づくり課 地域づくり係	0263-52-0280
	塩尻市地域活性化プラット フォーム事業補助金	自治会 地区関係団体等	95/100以内(1地区の限度額は200万円)		
佐久市	佐久市まちづくり活動支援金	5人以上で構成される市民活動団 体	・市が重点的に推進するテーマに該当する事業 3/4以内 (限度額：150万円) ・上記以外の事業：1/2以内 (限度額：100万円)	広報広聴課 広報市民活動係	0267-62-3075
千曲市	千曲市コミュニティ振興対策事 業補助金	区・自治会及びそれに準ずる組 織	ハード事業 補助率原則4.5～1/2以内 (限度額は事業により異なる)		
	千曲市協働事業提案制度	地域づくり団体 区・自治会 企業等	【行政事業型】 補助率10/10(最長3年間) 補助額50万円 【市民提案型】 補助率9/10(最長3年間) 補助額50万円※補助率は2年目以降1/10ずつ減額 【区・自治会型】 補助率9/10(最長3年間) 補助額20万円 【地域づくりチャレンジ】 補助率8/10 補助額15万円	市民生活課 市民協働係	026-273-1111
	千曲市クラウドファンディング 活用支援制度	地域づくり団体、企業等	支払手数料 補助率1/2、上限10万円 アドバイザー招へい費 補助率1/2、上限5万円		
東御市	東御市地域づくり活動補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・事業補助 5/10～10/10 (限度額：50万円) ・団体補助 5/10以内 (限度額：5万円)	地域づくり支援課 地域コミュニティ推進係	0268-62-1111
安曇野市	つながりひろがる地域づくり事 業補助金	市民5人以上で構成される市民活 動団体	1 市が市内で重点的に推進する事項に該当する事業 対象経費の3/4 2 構成員の2/3以上が35歳未満(令和6年4月1日現在の)の若で構成 される団体が実施する事業 対象経費の3/4 3 上記以外の事業 対象経費の1/2 (限度額：30万円)	市民生活課 地域づくり課	0263-71-2494
小海町	集落支援事業	自治会	10/10 (限度額：100万円)	総務課 浄外戦略係	0267-92-2525
	地域活性化支援金	自治会、法人、団体	1回目 10/10 (限度額：50万円) 2回目 7/10 (限度額：30万円) 3回目 5/10 (限度額：20万円)		
	地域活性化活動支援金	自治会、法人、団体	諸条件により補助率10/10、7/10、5/10のいずれか (限度額20万円)	生涯学習課	0267-92-4391

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
佐久穂町	区活動助成金	自治会	区活動助成金 均等割 19,800円・58,500円 58区 翌年前 2,400円	総務課 庶務係	0267-86-2525
	コミュニティ提案型まち活性化 事業補助金	住民5人以上で構成されるコミュニ ティ団体	・チャレンジ部門（新たに団体を組織する場合、補助1回のみ）補助率 10/10以内、限度額20万円 ・ステップアップ部門（既存のコミュニティ組織、同一事業3回限度）補 助率1/2以内、限度額20万円 ・集落部門（集落の将来計画を策定する場合、補助1回のみ）補助率10/10 以内、限度額5万円	総合政策課 政策推進係	0267-86-2553
川上村	川上村地域活性化事業推進補助 金	個人（村民）、法人、団体	補助率50～70%（限度額100万円）	むらづくり推進課 政策係	0267-97-2121
南牧村	南牧村地域振興支援金	自治会	区活動支援金 6地区（総額450万円）	総務課 企画係	0267-96-2211
南相木村	南相木村元氣が出る支援金	・自治会、村民によるサークル 及びクラブ等団体、村内に事務 所を有する法人、個人等 ・村にゆかりのある法人、個人 等	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 （限度額：1件50万円以内）	総務課 企画係	0267-78-2121
北相木村	北相木村集落活性化交付金	自治会	10/10 （限度額：50万円）	総務企画課	0267-77-2111
経井沢町	経井沢町「みんなの力でつくる まち」活動支援事業	住民5名以上で構成する団体 （NPO法人含む）	1/2以内 （限度額：25万円）	総合政策課 まちづくり推進係	0267-45-2500
御代田町	御代田町ふるさと納税住民活動 応援事業支援金	住民で構成する団体	4/5以内（限度額：50万円）	政策推進課 政策推進係	0267-32-3111
立科町	立科町ががんばる地域応援事業交 付金	自治会、町内企業、おおむね町 民10名以上の団体	・1年目～3年目 75/100以内 （限度額：15万円） ・4年目～10年目 50/100以内 （限度額：7万5千円） ・新規団体を起ち上げでの事業実施 1年目のみ100/100以内 （限度額15万円）	企画課 地域振興係	0267-88-7315
	立科町地域づくり活動推進事業 補助金	自治会、町内企業、おおむね町 民10名以上の団体 ※上記「立科町ががんばる地域 応援事業交付金」制度を10年間継 続して実施した年度で、特に顕 著な事業実績があった事業	1/2以内 （限度額：20万円）		
長和町	長和町町民手づくり事業補助金	地域づくり団体 （5人以上でまちづくり事業を 行う住民組織） 公共的団体 （自治会、産業経済団体等）	・まちづくりに関する事業 5/10（限度額：20万円） ・組織づくりを目的とする事業 10/10（限度額：5万円）	総合政策課 企画政策係	0268-75-2042
青木村	青木村村民活動支援事業補助金	地域づくり団体	限度額：1団体20万円以内	総務企画課	0268-49-0111
下諏訪町	地域の活力創生チャレンジ事業 支援金	地域づくり団体 自治組織 NPO法人 個人等	10/10以内 （限度額：原則100万円）	総務課 企画係	0266-27-1111
	下諏訪町まちづくりサポーター 支援事業補助金	まちづくりサポーター	10/10以内 （限度額：年度予算の範囲内）		
富士見町	富士見町まちづくり支援事業補 助金	活動拠点を町内に置き、活動範 囲に町内が含まれる、町民3人 以上で構成される団体	10/10以内 限度額：30万円（2年を限度とする）	総務課 まちづくり推進係	0266-78-8187
原村	原村地域づくり支援事業補助金	区・自治会 地域づくり団体 等	①地域づくり推進事業 ②環境保全推進事業 ③地域活動継承事業 ・補助率 4/5以内（上限30万円） ④若者地域づくり挑戦事業 ・補助率 10/10以内（上限15万円）	企画財政課 企画係	0266-79-7942
	原村集落行動計画推進補助金	区・自治会	10/10（限度額：50万円×5ヶ年度）	企画財政課 企画係	0266-79-7942
辰野町	辰野町協働のまちづくり支援金 事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人 （5人以上で構成される団体）	【ソフト】10/10以内（備品の購入については、補助対象経費の25% 以内） 【ハード】1/2以内 （限度額：40万円） ただし、「辰野町新野発見70周年記念事業」については、1団体50万円を限 度額とする。	まちづくり政策課 まちづくり係	0266-41-1111
箕輪町	地域総合活性化事業交付金	区 町民を含む5人以上で構成する 団体	【ソフト】10/10以内 【ハード】9/10以内（10/10以内） 団体の場合上限は20万円 ①内は重点事業の補助率	企画政策課 まちづくり政策係	0265-79-2152
飯島町	飯島町協働のまちづくり推進事 業補助金	自治組織 まちづくり団体等	10/10以内（備品購入費は1/4以内） 【ハード】9/10以内（10/10以内） （3年を限度とする）	企画政策課 企画係	0265-86-3111
南箕輪村	南箕輪村地域活動支援事業補助 金	地域づくり団体 自治組織 NPO	1年目 10/10以内（限度額：30万円） 2年目以降2/3以内（限度額：20万円） （3年を限度とする）	地域づくり推進課 地域振興係	0265-86-6640
中川村	地域づくり支援事業補助金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内 限度額：10万円（原則3年を限度とする）	地域政策課 むらづくり係	0265-88-3017
宮田村	地域づくり支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10 （限度額：50万円）	みらい創造課	0265-85-3181
松川町	まつかわ町民提案型まちづくり 事業補助金	3人以上の住民等で構成される 団体 ※構成員の過半数が町内に在 住、在勤又は在学していること	①公益活動支援事業 2年以内のまちみけ創出事業 【ソフト】10/10以内（限度額：30万円） 【ハード】4/5以内（限度額：50万円） ②高齢化生活応援事業 【ソフト/ハード】10/10以内（限度額：30万円）	まちづくり政策課 まちづくり推進係	0265-36-7014

地域振興関係

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
高森町	町民主体のまちづくり活動支援事業	①主に町内で活動を行う5人以上の町民で構成される団体 ②町と共創して取り組む町民(団体) ③自治会 ④将来自立経営を見据えている団体 ⑤若者	【Ⅰ活動支援金】 Ⅰ.補助対象経費の10/10(上限10万円) Ⅱ.補助対象経費の4/5(上限50万円) 【Ⅱ継続支援金】 専業主婦世帯数×2,000円(上限10万円)(対象者のメニューも有) ①…Ⅰ+Ⅱ(上限15万円) ②…Ⅰ+Ⅱ(上限15万円) ③…Ⅰ+Ⅱ(上限15万円) ④…Ⅰ+Ⅱ(上限15万円) ⑤…Ⅰ+Ⅱ(上限15万円)	総務課 まちづくり振興係	0265-35-9402
阿南町	まちづくり事業補助金 協働のまちづくり活動補助金	地域づくり団体 自治会	7/10(限度額:3年間で100万円) 7/10(限度額:1年間30万円を限度として3年間)	総務課 企画財政係	0260-22-2141
	集会所等整備支援事業補助金	自治会	新築 8/10 7,000千円限度額 増築改築 8/10 2,000千円限度額 n/77% 8/10 1,000千円限度額		
阿智村	21世紀村づくり委員会事業支援金	5人以上の住民で構成される団体	10/10 (限度額:10万円)		
	自治会活動支援金交付事業(モデル事業)	自治会	10/10以内 (限度額:40万円)	協働活動推進課 協働活動係	0265-43-2220
	自治会活動支援金交付事業(美しいふるさとづくり事業)	自治会	10/10以内 (限度額:50万円)		
根羽村	地域づくり支援金	区、洞 3人以上の住民で構成される団体	70%以内(限度額:50万円)	総務課	0265-49-2111
下條村	地域づくり交付金	自治会	10/10 80,000円(各自治会一律)・世帯数×2,000円により交付金額算出。	総務課 企画財政係	0260-27-2346
	地域づくり特別事業支援金	区、常会、各種団体等	1/2以内 (上限:20万円)		
天龍村	いきいき活動支援金	2人以上の住民で構成される団体	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 【給付型】5万円以内 (年間の予算限度額:50万円)	地域振興課 移住定住推進係	0260-32-1023
泰阜村	地域活性化活動助成金	地域づくり団体・自治会	・生活環境の整備:8/10 ・イベントの開催:5/10 (限度額:共に10万円)	村づくり振興室	0260-26-2111
	ボランティア活動助成金	地域づくり団体	ボランティア活動1人日あたり1,000円		
喬木村	活性化創進支援金事業	地域づくり団体 自治会	【ハード】2/3以内(限度額:50万円) 【ソフト】3/4以内(限度額:30万円)	企画財政課	0265-33-5129
	地域づくりアドバイザー事業	自治会	・アドバイザー招聘経費 10/10以内(限度額:40万円)		
豊丘村	自らつくる地域づくり事業交付金	5人以上の住民で構成される地域づくり団体 自治会	【ハード】8/10以内 【ソフト】10/10以内 (限度額:ハード200万円、ソフト50万円)	総務課 企画財政係	0265-35-3322
大庭村	大庭村地域活性化事業補助金	自治会、組合、団体等	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 国、県補助事業に該当する事業の補助率は、補助対象経費の1/10以内	総務課 企画財政係	0265-48-6095
上松町	上松町まちづくり交付金	地域自治組織	限度額:5万円	企画財政課 企画政策係	0264-52-4601
南木曾町	地域づくり支援事業補助金	地域振興協議会	10/10以内	もつと元気に戦納室	0264-57-2001
木曾町	木曾町まちづくり活動推進事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	①地区活性化事業:一般分2/3以内(限度額:30万円) ②美しい村運動推進事業:10/10以内(限度額:30万円) ③一般事業:10/10以内(限度額:50万円)	企画財政課	0264-22-4287
木曽村	地域づくり活性化補助金	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	3/4以内 (限度額:10万円)	総務課 企画財政係	0264-36-2001
	木曽村建設費交付事業	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	10/10	建設水道課 建設係	
王滝村	王滝村絆助成事業	行政区域 地縁的な協働活動を行っている団体	10/10以内(ただし備品の整備は2/3以内、限度額30万円) (限度額:50万円)	企画・観光推進室 企画係	0264-48-2001
大桑村	大桑村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1回目:10/10以内 限度額100万 2回目:2/3以内 限度額60万 3回目:1/3以内 限度額30万 (1事業3回を限度とする)	総務課 企画財政係	0264-55-3080
麻績村	麻績村むらづくり活動支援事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10以内(ただしハード事業は2/3以内)(限度額30万円)	村づくり推進課	0263-67-4851
	ふるさと麻績村応援活動成事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10以内(限度額5万円)		
生振村	生振村絆づくり支援金	地域づくり団体 自治会	7/10以内(限度額:30万円)	村づくり推進室	0263-69-3111
	生振村区振興交付金	村内10区	10地区への定額補助(均等割十戸数割)	総務課	0263-69-3111

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
山形村	山形村環境整備活動等交付金	村内6地区	6地区への定額補助(均等割+公園面積割+世帯割)		
	山形村地域コミュニティ活性化推進事業補助金	区、連絡班	・区、連絡班加入促進事業1/2以内(限度額5万円) ・集会所施設整備事業2/10以内(経費50万円以上が対象、限度額90万円。新築の場合は補助率倍額適用。) ・生活環境整備機材等購入事業1/2以内(限度額50万円) ・ごみ集積施設整備事業1/2以内(経費5万円以上が対象、限度額5万円)	総務課 住民課	0263-98-3111 0263-98-3112
筑北村	筑北村協働事業支援金	自治会 地域づくり団体	10/10以内(ただし、継続事業は補助率を下げた支援。また商品については、1/2以内) (限度額:10万円)	企画財政課	0263-66-2212
朝日村	朝日村集会所施設環境改善事業補助金	自治会(地区)	【事業区分】トイレ改修、バリアフリー改修、冷暖房新設、インターネット環境整備、外構工事(区分毎、補助対象上限あり) 【補助率】4/10~9/10(率は地区構成世帯数による)	企画財政課	0263-99-4107
池田町	池田町元気なまちづくり事業補助金	自治会 地域づくり団体 NPO法人	【ソフト】【ハード】10/10(限度額:30万円) ハード(自治会が集会所施設で使用する机椅子等限定)2/3(上限50万円・1回限り) 【ソフト(町制施行110周年合併70周年記念を冠する事業(限7限り))】10/10(限度額:50万円)	総務課 企画係	0261-62-3131
松川村	松川村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人 行政区	環境整備事業 10/10(限度額10万円) 地域づくり事業 ・対象経費15万円を超える事業 1回目:10/10 2回目:8/10 3回目:8/10 (ともに1回あたり100万円を上限とし、3回までの合計で200万円を上限) ・対象経費15万円以下の事業 10/10(限度額15万円) 自立活動支援事業 10/10(限度額10万円)	総務課 企画課	0261-62-3111
白馬村	白馬村地域づくり事業補助金	行政区(自治会)	・地域活性化事業 対象経費の1/2~2/3以内(限度額:30万円)	総務課 企画課	0261-72-5000
	白馬村協働のまちづくり推進補助金	地域づくり団体 NPO法人等 (あらかじめ指定した団体)	・団体を指定して寄せられた寄附金(ふるさと納税)の9%		
小谷村	小谷村むらづくり補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】10/10(限度額:原則50万円) 【ソフト】1/2(限度額:原則15万円)	総務課 企画財政係	0261-82-2001
	小谷村地域づくり補助金	行政区を基本として、流域単位、大字単位など、広域に結ぶ(個人や特定の組織は不可)。	(語り合い事業の発展系) 10/10 商談(催ひ)の地帯数×10万円 最大5年度まで可		
坂城町	地域づくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10以内 (限度額:自治会30万円、団体5万円)	企画課 まち創生推進室	0268-82-3111
	コミュニティ振興対策事業補助金	コミュニティ 自治会	【ハード】1/3~4/5以内 【ソフト】1/2以内 (限度額:事業により異なる)	総務課 総務係	026-214-9100
小布施町	まちづくり活動補助金	地域づくり団体	・1年目 3/4以内(限度額:300万円) ・2年目 2/3以内(限度額:300万円) ・3年目以降1/2以内(限度額:100万円) (1事業につき年1回とし、5回を限度とする)	企画財政課 企画交流係	026-214-9102
高山村	自治会施設整備等補助金	自治会	・集会所の増築に要する経費(事業費10万円以上のもの) 内訳により1/3~2/3以内 ・集会所の耐震診断等に要する経費 1/2以内(限度額:耐震診断1mあたり2万円、補強工事1mあたり32千円) ・公園や広場等の整備 1/3以内等	総務課 財政係	026-214-8243
山ノ内町	地域活性化事業支援補助金	地域づくり団体 自治会	・行政区、自治会9/10(限度額:45万円) ・その他団体 7/10(限度額:27万円)	未来創造課 地域創造係	0269-33-3113
	協働のまちづくり推進事業支援補助金	地域づくり団体 自治会	・10/10以内(限度額30万円)		
木島平村	協働のむらづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】行政区 4/5以内(限度額40万円) その他団体 2/3以内(限度額40万円) 【ソフト】行政区 10/10以内(限度額30万円) その他団体 10/10以内(限度額20万円)	総務課 政策情報係	0269-82-3111
野沢温泉村	野沢温泉村地域活性化支援事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区 4/5以内(限度額:30万円) ・団体 3/5以内(限度額:20万円)	総務課 企画財政係	0269-85-3111
信濃町	信濃町元気な地域づくり交付金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・対象経費が10万円以下の事業 10/10以内(限度額:10万円) ・対象経費が10万円を超える事業 3/4以内(限度額:30万円) (3年を限度に総額60万円まで補助)	総務課 まちづくり企画係	026-255-1007
飯綱町	飯綱町まちづくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会 PTA	・対象経費が5万円未満の事業 10/10以内(限度額:4万円[12万円]) ・対象経費が5万円以上20万円未満の事業 4/5以内[10/10以内](限度額:10万円[12万円]) ・対象経費が20万円以上100万円未満の事業 1/2以内[3/5以内](限度額:20万円[24万円]) ・対象経費が100万円以上の事業 1/5以内[1/25以内](限度額:50万円[60万円]) (3年を限度とする) ※[]内は重点的に推進する事項に該当する場合	企画課 企画係	026-253-2511
	飯綱町集落創生事業	自治会	・計画策定事業 10/10以内(限度額:5万円) ・計画実施事業 10/10以内(限度額:300万円)	企画課 地域振興係	026-253-2511
小川村	小川村地域づくり活動支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・1年目:10/10(限度額:30万円) ・2年目:7/10(限度額:20万円) ・3年目:5/10(限度額:15万円) (3年を限度とする)	建設経済課 産係	026-269-2223
栄村	栄村地域活性化支援事業補助金	自治会	4/5以内(限度額:上限30万円) (2年を限度とする)	総務課 企画財政係	0269-87-3112

31 地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）の概要

1 事業の概要

地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）は、民間事業（設備投資）に対する地方公共団体の無利子融資である。地方公共団体がその地域の振興に寄与すると考える民間事業者に対して一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の支援の下に行われる。

ふるさと融資は、必要な資金の全額を貸付けるものではなく、地方公共団体が金融機関等と協調して融資を行うものであり、融資比率は貸付対象費用から補助金を控除した額の50%（過疎地域、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域等は60%）以内となっている。

申込先は、事業地の地方公共団体（県または市町村）で、地方公共団体が融資資金を円滑に確保できるよう原資は起債でまかなわれ、起債利子の75%に対して特別交付税措置される。（起債の元本に対しては、転賃債のため実質公債費比率に算定されない。）

2 対象事業

地方公共団体が地域の振興に寄与すると認める民間事業（具体的な要件は次ページの「貸付対象事業の主な要件」参照）

3 充当率及び交付税措置

充 当 率 100%

特別交付税措置 利子負担相当額の75%（用地取得費に係る部分については50%）
民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、補助額の75%

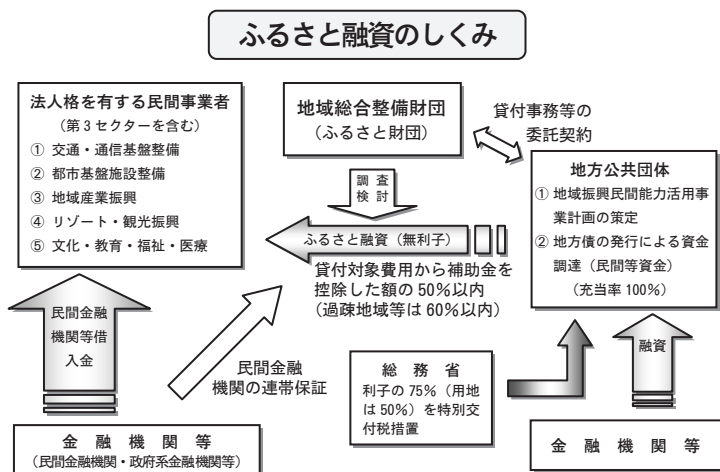
4 充当資金

地方公共団体金融機構資金、銀行等引受資金

（償還期限は、5年以上20年以内（うち5年以内の据置期間含む））

5 その他

令和7年4月改訂、一般財団法人地域総合整備財団編集の「ふるさと融資の手引き」、「ふるさと融資Q&A」及び「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」を参照すること。（財団ホームページに掲載されています。ダウンロードし印刷して活用してください。）



地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）の概要

（適用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

ふるさと融資は、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、ふるさと財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金の貸付を行う事業です。

貸付主体	都道府県又は市町村（地域総合整備財団（ふるさと財団）の総合的な調査・検討結果に基づき融資を行う）
貸付対象者	第三セクターを含む法人格を有する民間事業者 <small>※国・自治体の出資が100%の第三セクターは除く</small>

貸付対象事業の主な要件

地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた事業で、以下の要件を満たす場合

1 新規雇用者確保数 都道府県・指定都市からの融資 5人以上
(再生可能エネルギー電気事業は1人以上。)

市町村からの融資 1人以上

※1 脱炭素に係る事業（市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・株脱炭素化支援機構が出資を行う民間事業・国が認める地域脱炭素推進交付金事業のうち「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」）の新規雇用者確保要件は1名以上

2 設備を更新する事業であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、雇用が維持される人数を新たな雇用とみなす。

2 融資下限額 1百万円以上

3 用地取得に係る制限 用地取得等の契約後5年以内かつ用地取得費は1/3を限度に算入可。

4 対象事業の性格 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるものであること。

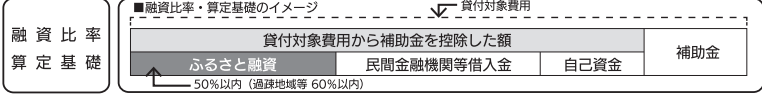
※ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外されます。
第三者に売却又は分譲する予定の事業
・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

市町村（政令指定都市以外）からの融資を受ける場合

	通常の地域	過疎地域（みなし地域含む）、離島地域、特別豪雪地帯	定住自立圏、連携中核都市圏、東日本大震災被災地域	脱炭素に係る事業
融 資 限 度 額	20億円※	24億円※	30億円	30億円
融 資 比 率	50%	60%	60%	60%

(注) ※地域再生計画認定地域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

- 1 貸付限度額は、対称事業に係る貸付対象費用総額から補助金の額を控除した額に融資比率を乗じた額と、貸付限度額のいずれか小さい額となる。
- 2 「定住自立圏」とは、定住自立圏形成協定又は定住自立圏再生ビジョンに関連する事業が対象。
- 3 「連携中核都市圏」とは、連携中核都市圏形成協約又は連携中核都市圏ビジョンに関連する事業が対象。



- | | |
|-----------------|---|
| 融資比率算定基礎 | <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付利率 無利子 ● 償還期間 5年以上20年以内（うち5年以内の据置期間含む） ● 償還方法 元金均等半年賦償還 |
|-----------------|---|

担保・保証	民間金融機関による連帯保証が必要です。
--------------	---------------------

貸付主体への財措措置	地方公共団体は、ふるさと融資の原資を地方債で調達します。 （一般事業（充当率100%：地方公共団体金融機構資金または民間等資金）） この地方債の利子7.5%（用地分は5.0%）は、特別交付税で地方公共団体に対して補てんされます。また、地方公共団体が民間業者に連帯保証料の補助を行う場合、補助額の7.5%について、当該地方公共団体に対して特別交付税措置されます。
-------------------	--

ふるさと融資の具体的な事務の流れ（令和7年4月）

手順	民間事業者	地方公共団体 (貸付団体)	財 団	備考
(1)ふるさと融資制度の利用の協議	→	○		
(2)事前相談・調整	←→			ふるさと融資相談メモを作成し、財団に送付
(3)借入申込み及び総合的な調査・検討依頼	→		○	随時（注1） <地方公共団体が市町村の場合は、財団と併せて都道府県へ写しを提出> 5月2日・8月4日・11月13日・2月13日が財団宛書類提出の締切日
(4)補足資料等の提出・調整	←	---		（注2）
(5)案件検討会			○	年3回開催（7月上旬、10月中旬、1月中旬） ※2月13締切分は令和8年度に開催される
(6)地方支援調査委員会			○	年3回開催（7月上旬、10月下旬、1月下旬） ※2月13締切分は令和8年度に開催される
(7)総合的な調査・検討の結果通知 （総務省から起債同意等予定額の通知）				<財団から地方公共団体へ送付。 （都道府県へは写しを送付）> ※結果通知時期は財団にお問合せ願います。
貸付決定通知	←			
(8)貸付事務委託契約			←→	貸付事務包括委託契約 締結済の貸付団体は不要
(9)貸付実行関係事前調整	←→			貸付実行は、民間金融機関等からの借入と 事業費の支払い完了後を基本とする。
(10)起債		○		（注3）
(11)貸付実行	貸付金を財団口座へ振込		→	
	貸付金を事業者口座へ振込	←	---	
(12)完了報告	←→			
(13)償還 （注4）	償還金を財団口座へ振込	---	→	毎償還日（半年に1回）
	償還金を貸付団体口座へ振込		←	
(14)借入金残高状況報告	←→			毎決算期 財団への提出は不要

注1）財団への総合的な調査・検討依頼書提出時までに、地方公共団体において貸付要綱を定めること。

注2）補足資料の提出及び質問状のやりとりは、地方公共団体を經由して行うことを基本とする。

財団と民間業者の間で直接やりとりを行うこともあるが、その際には、地方公共団体にも参考送付する。

注3）起債に係る予算措置は、貸付決定時までにを行うこと。

注4）会社合併、対象事業の譲渡、保証行変更及び保証履行等の債権保全上必要な事務については、財団へ相談すること。

32 コミュニティ助成事業の概要((一財)自治総合センター実施事業)

1 事業趣旨

広くじ受託事業収入を財源とし、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うため、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

2 助成事業一覧

事業名	助成額(10万円単位)	助成対象
(1)一般コミュニティ助成事業	100～250万円	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備
(2)コミュニティセンター助成事業	対象事業費の3/5以内 (2,000万円を限度)	集会施設の建設又は大規模修繕
(3)地域防災組織育成助成事業		
ア 自主防災組織育成助成事業	30～200万円	自主防災組織の防災活動に必要な備品の購入
イ 消防団育成助成事業	50～100万円	消防団の防災活動に必要な備品の購入
ウ 女性防火クラブ育成助成事業	100万円以内 (防火防災訓練用資器材の整備は60万円以内)	女性防火クラブの防災活動に必要な備品の購入
エ 幼年消防クラブ育成助成事業	40万円以内	幼年消防クラブの育成等に必要な備品の購入
オ 女性消防隊育成助成事業	100万円以内	女性消防隊の防災活動に必要な備品の購入
カ 少年消防クラブ育成助成事業	100万円以内	少年消防クラブの防災活動に必要な備品の購入
(4)青少年健全育成助成事業	30～100万円	青少年の健全育成に資するソフト事業
(5)地域づくり助成事業		
ア 共生の地域づくり助成事業	1,000万円以内 (ソフト事業は500万円以内)	住民にやさしいまちづくりを進めるための設備整備又はソフト事業
イ 活力ある地域づくり助成事業	200万円以内	地域資源の活用や広域的な連携を図る特色あるソフト事業
(6)地域の芸術環境づくり助成事業	500万円以内	地域交流プログラムを伴うソフト事業
(7)地域国際化推進助成事業	200万円以内	国際化の推進に資するソフト事業

※(1)一般コミュニティ助成事業及び(3)地域防災組織育成助成事業については、(公財)長野県市町村振興協会においても同様の助成を行っています。

3 その他の助成事業

事業名	助成額(10万円単位)	助成対象
環境保全促進助成事業	コミュニティ組織実施事業 :100万円以内 市町村実施事業:200万円以内	環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業
シンポジウム助成事業	300万円以内	シンポジウム 「パネルディスカッション」(必須) 「基調講演」、「事例発表」、「展示会」等
宝くじスポーツフェア	事業の実施に要する経費は自治総合センターが負担 (一部開催地負担あり)	(1)ドリーム・ベースボール (2)はつらつまママさんバレーボール (3)ドリーム・サッカー